

第二次盛岡市自治体経営の指針 及び実施計画

— 持続可能なまちを目指して —

平成 25 年 3 月
盛 岡 市

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第1 | 第一次自治体経営の取組と成果 | 1 |
| 第2 | 市を取り巻く経営環境 | 2 |
| 1 | 東日本大震災後の意識の変化 | 2 |
| 2 | 少子高齢、人口減少の進行 | 3 |
| 3 | 予断を許さない財政状況 | 3 |
| 4 | 地方分権への対応と都市間競争の激化 | 4 |
| 第3 | 第二次自治体経営指針策定の必要性 | 5 |
| 第4 | 自治体経営の指針 | 7 |
| 1 | 都市の魅力・価値の育成 | 7 |
| 2 | 多様な主体が参画するまちづくり | 7 |
| 3 | 経営資源配分の最適化 | 7 |
| 4 | 健全な財政運営と組織マネジメントの推進 | 7 |
| 第5 | 実施計画 | 8 |
| 1 | 実施計画期間 | 8 |
| 2 | 計画内容 | 8 |
| (1) | 都市の魅力・価値の育成 | 8 |
| (2) | 多様な主体が参画するまちづくり | 10 |
| (3) | 経営資源配分の最適化 | 15 |
| (4) | 健全な財政運営と組織マネジメントの推進 | 18 |
| 第6 | 推進体制 | 26 |

第1 第一次自治体経営の取組と成果

本市は、少子高齢・人口減少時代の到来，地域コミュニティの持続性への懸念，財政基盤の脆弱さ・硬直性，地方分権への対応，戦後最悪といわれる不況といった環境の変化に適切に対応するため，それまでの二次6年間（平成16年度～21年度）にわたり集中的に取り組んできた行財政構造改革を引き継ぎつつ，市民，町内会・自治会，NPO，企業など多様な主体が参画するまちづくりを柱とする「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画（平成22年度～24年度。以下，「第一次自治体経営の指針」という。）」を21年度に策定し，自治体経営を推進してきました。

【経営の指針】

- ☆多様な主体が参画するまちづくり
- ☆経営資源配分の最適化
- ☆成果重視の経営
- ☆強固な行財政基盤の構築

これまで，新たに地域協働¹の仕組みをつくり，モデル地区の実施と取組地区の拡大を図るとともに，指定管理者制度の活用などにより，市民，町内会・自治会，NPO，企業など多様な主体が参画するまちづくりを推進してきました。

また，行政評価システムを活用し，自治体経営の仕組（マネジメントシステム）を有効に機能させ，経営資源配分の最適化や，成果重視の経営に努めてきました。

経営基盤強化としては，市債残高の削減など，健全な財政運営を推進するとともに，職員定数の適正化や「人を活かす人事システム」の運用などにより，組織マネジメントに取り組みました。

さらに，外部の人材の登用により，監査実施体制を強化するとともに外部監査制度を有効活用したほか，アセットマネジメント²の考え方を取り入れた公共施設の管理に道を拓くなどの成果をあげています。

¹ 地域協働；地域の課題を解決するための方策や地域で必要とされる公益・公共サービスについて，町内会・自治会，NPO，企業と行政が相談して役割分担を決めて実行していく取組をいいます。

² アセットマネジメント；もともとは個人・法人から資産を預り，これを金融・証券等市場で適切に運用し管理することをいいます。公共施設におけるアセットマネジメントとは，施設，設備を資産として捉え，その損傷・劣化等を将来にわたり予測することや管理運営における費用対効果を詳細に把握しデータ化すること等により，効果的かつ効率的な維持管理を行うための方法のことをいいます。

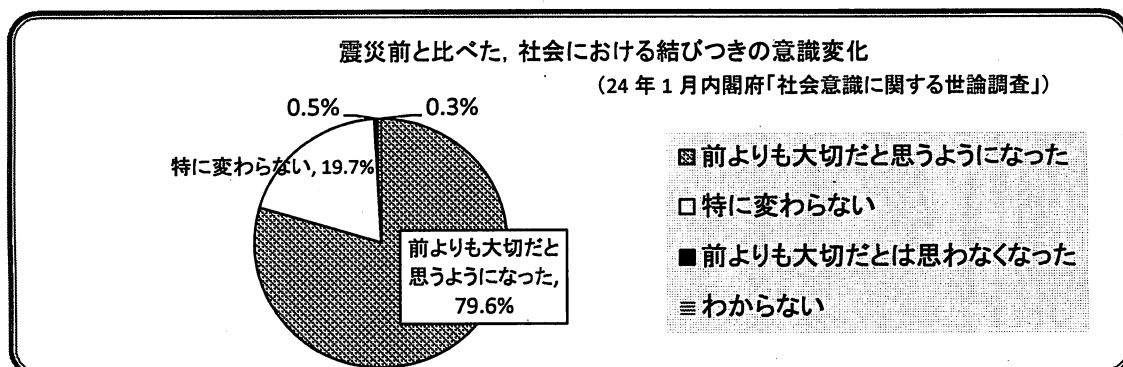
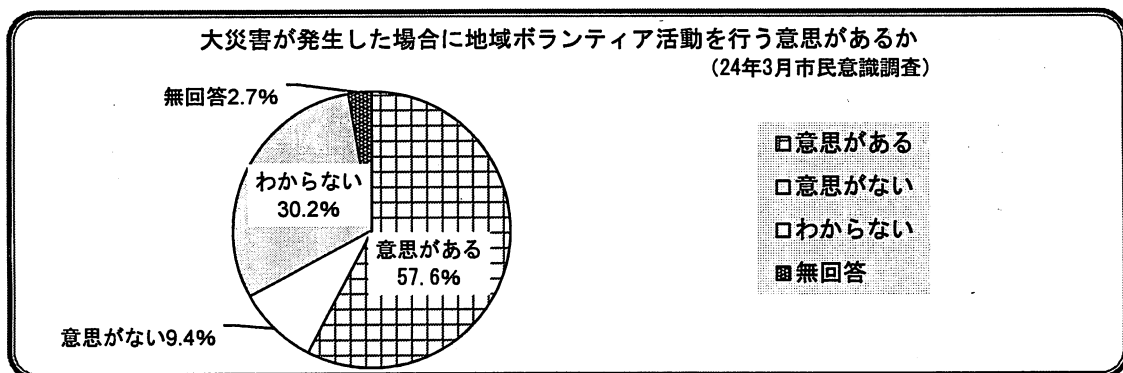
1 東日本大震災後の意識の変化

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、地震の直接的な被害が比較的軽微であった岩手県内陸部にも、物流面の混乱、原材料・部品調達難、消費者の自粛ムードなど様々な形で間接的な被害が及び、県経済全体が大きな打撃を受けました。

一方、津波による被害を受けた被災市町村に対しては、復旧復興のため、全国の自治体から多くの職員が派遣され、震災から2年を経過した現在でも、本市を含め多くの市町村から支援が継続されており、自治体相互の水平的連携の重要性があらためて認識されたところであり、いわゆる都市間の「絆」が効果を発揮しています。また、震災を契機に多くの若者が震災支援ボランティア活動に参加するなど、社会参加への意識が高まっています。

震災後に実施した市民意識調査によると、「大災害が発生した場合に地域ボランティア活動を行う意思がある」とした回答が57.6%であり、「大災害時における地域での取組が必要である」とした回答が81.4%の割合を占めています。

一方、全国的な調査によると、社会における結びつきについて、震災前と比べて「前よりも大切だと思うようになった」と答えた者の割合が79.6%となっています。さらに、震災後、強く意識するようになったことについて、「家族や親戚とのつながりを大切に思う」を挙げた者の割合が67.2%と最も高く、「地域でのつながりを大切に思う」が59.6%と、震災発生前と後での人々の価値観に変化が表れており、「絆」や「つながり」を求める意識が高まっています。

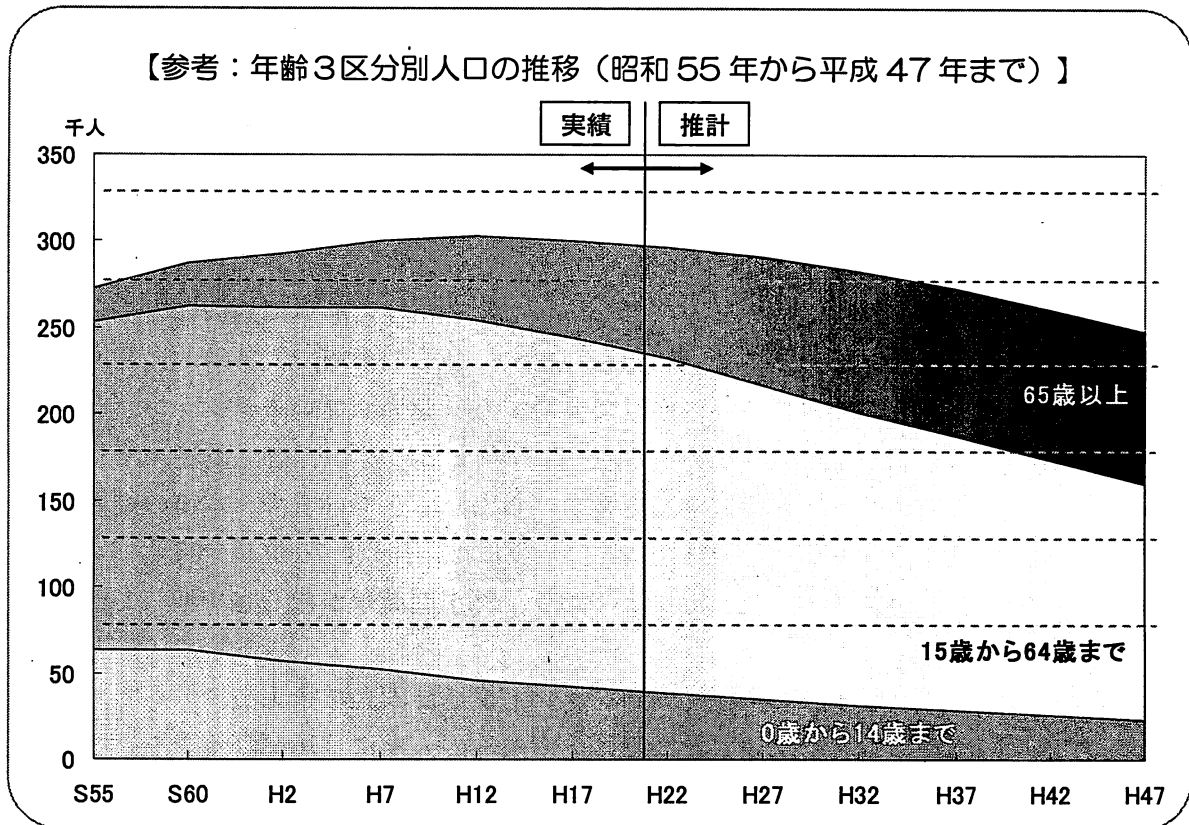


2 少子高齢、人口減少の進行

本市においては、平成18年1月の玉山村との合併後、300,746人であった人口が22年には298,348人と減少してきており、平成20年度の盛岡市まちづくり研究所の研究報告書によると、27年に290,829人、47年には248,185人まで減少すると推計されています。

少子高齢の進行による人口構成の変化も顕著となっており、17年から27年までの10年間に於いて、15歳以上65歳未満の人口はおよそ10%減少する一方、65歳以上の人口はおよそ30%増加する見込みとなっています。

また、22年の国勢調査によると、単身の高齢者世帯が増加しており、地域で支え合う取組が必要となっております。



(出典：「盛岡市まちづくり研究所基礎研究報告」より)

3 予断を許さない財政状況

本市の財政状況は、二次にわたる行財政構造改革の取組により、危機的な状況を克服し、その後、第一次自治体経営の取組により、平成22年度及び23年度決算において、実質公債費比率³や将来負担比率⁴など、財政の健全化比率はいずれも設定した目標を達成しています。

しかしながら、人口構成の変化は今後も続くものと見込まれ、これによる税収の減

³ 実質公債費比率；一般会計等が負担する市債の償還金が標準的な財政規模に占める比率で、特別会計繰出金や一部事務組合負担金等の中に含まれる起債償還金相当額を含みます。

⁴ 将来負担比率；市債償還、特別会計や一部事務組合の起債の償還、債務負担行為、第三セクターに対する債務保証など、今後負担する必要がある債務残高の影響を指標化したものです。

少や、扶助費や生活関連の公共サービスの需要増が考えられます。

また、道路、学校、上下水道、コミュニティ施設等の公共施設は、建設から相当な年数を経過して、特に高度経済成長期からバブル期に建設した多くの施設が、大規模修繕や改築更新が必要な時期を迎えています。23年度の盛岡市まちづくり研究所研究報告書によると、これら施設の修繕や更新には多額な費用が必要と見込まれ、将来にわたって本市の歳出を増加させる要因となることが懸念されます。

4 地方分権への対応と都市間競争の激化

国においては地方分権改革の動きが進んでいます。市民ニーズが多様化・高度化していく中、まちづくりに関わる政策について、自治体が主体的に企画・実施する領域が、今後ますます増えていくと考えられます。地方分権の趣旨を生かして地域に即したまちづくりを進めていくには、市民参画の機会をこれまで以上に拡充し、市民起点によるまちづくりを進めていくことが不可欠になると考えられます。

しかしながら、地方分権により自治体の裁量が高まり、自己決定・自己責任の下、地域の特性を生かした自治体経営が可能となっている一方、少子高齢、人口減少の進行や、これらに伴う税収の落ち込みなど、市を取り巻く経営環境に適切に対応しなければ、都市の衰退をもたらすことが懸念されます。多くの都市で、持続的に発展させていくために、都市の魅力を内外に向けて発信する「シティプロモーション（シティセールス）」⁵や、その都市に住む人々が、自らのまちに対して抱く愛着、誇り、自負心（シビックプライド）を醸成する施策を打ち出してきました。本市の魅力度ランキング⁶は、全国1,000の市区町村中85位（平成23年度は76位）、東北ブロックでは98市町村中6位（同7位）となっており、都市間競争が激しさを増してきている状況にあります。

本市においては、平成18年に「盛岡ブランド推進計画」を策定し、「もりおか暮らし物語」をトップキャッチコピーに掲げ、市内外の人々に「選ばれるまち」を目指し、主要プロジェクトを中心に様々な事業を展開してきました。この間、盛岡・北上川ゴムボート川下り大会やさんさ太鼓のギネス記録認定など、個別のブランドの認知度や魅力の高まりには一定の成果をあげてきましたが、今後は、これらを包括的、体系的に推進するとともに、市民との協働⁷によるブランド推進や、市民の価値観の共有、まちへの愛着・誇りなど意識への働きかけをすることが求められます。

⁵ シティプロモーション（シティセールス）など；資源・歴史・文化伝統などを活かした様々な「都市の魅力」や「都市ブランド」を効果的に市内外に発信する方策です。このほか、住む人がその都市に対する愛着や誇りといった、いわゆる「シビックプライド」を醸成する取組も重要となってきています。

⁶ 魅力度ランキング；地域ブランド調査2012（ブランド総合研究所）は、国内1000の市区町村及び47都道府県を対象に、認知度や魅力度、イメージなど全72項目について、全国3万375人から回答を得たものです。

⁷ 協働；協働とは、それぞれが個別に活動するより、高い成果をあげるために、共通の目的に対して、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場で協力して活動することをいいます。

第3 第二次自治体経営指針策定の必要性

これまで、二次にわたる行財政構造改革の取組により、危機的な財政状況を建て直すとともに、それまでの改革を引き継ぎながら第一次自治体経営に取り組み、多様な主体が参画するまちづくりの推進や、公共施設の維持管理におけるアセットマネジメント手法の導入など、将来にわたり持続可能なまちづくりを支える仕組みづくりに大きな成果をあげてきています。

しかしながら、市を取り巻く経営環境は依然として厳しく変化が激しいことから、これらに適切に対応できない場合、経営基盤が弱まり、まちづくりが停滞したり、市民サービスが低下してしまうことも懸念されます。

東日本大震災の発生により「絆」や「つながり」という意識が高まっていることから、心の豊かさを含む市民生活の質を今後においても維持・向上させていくためには、まちの構成員である市民、町内会・自治会、NPO、企業と行政がそれぞれの分野で活動の成果をあげていくとともに、お互いの特性と能力を尊重し発揮しながら相互に連携し合い、自助、共助、公助⁸のバランスの下に、社会的サービスに過不足がない状態を持続的につくり出していくことが必要です。一方、市としては行政が供給すべき公共サービスを将来に渡り安定して供給する役割を果たしていく必要があります。

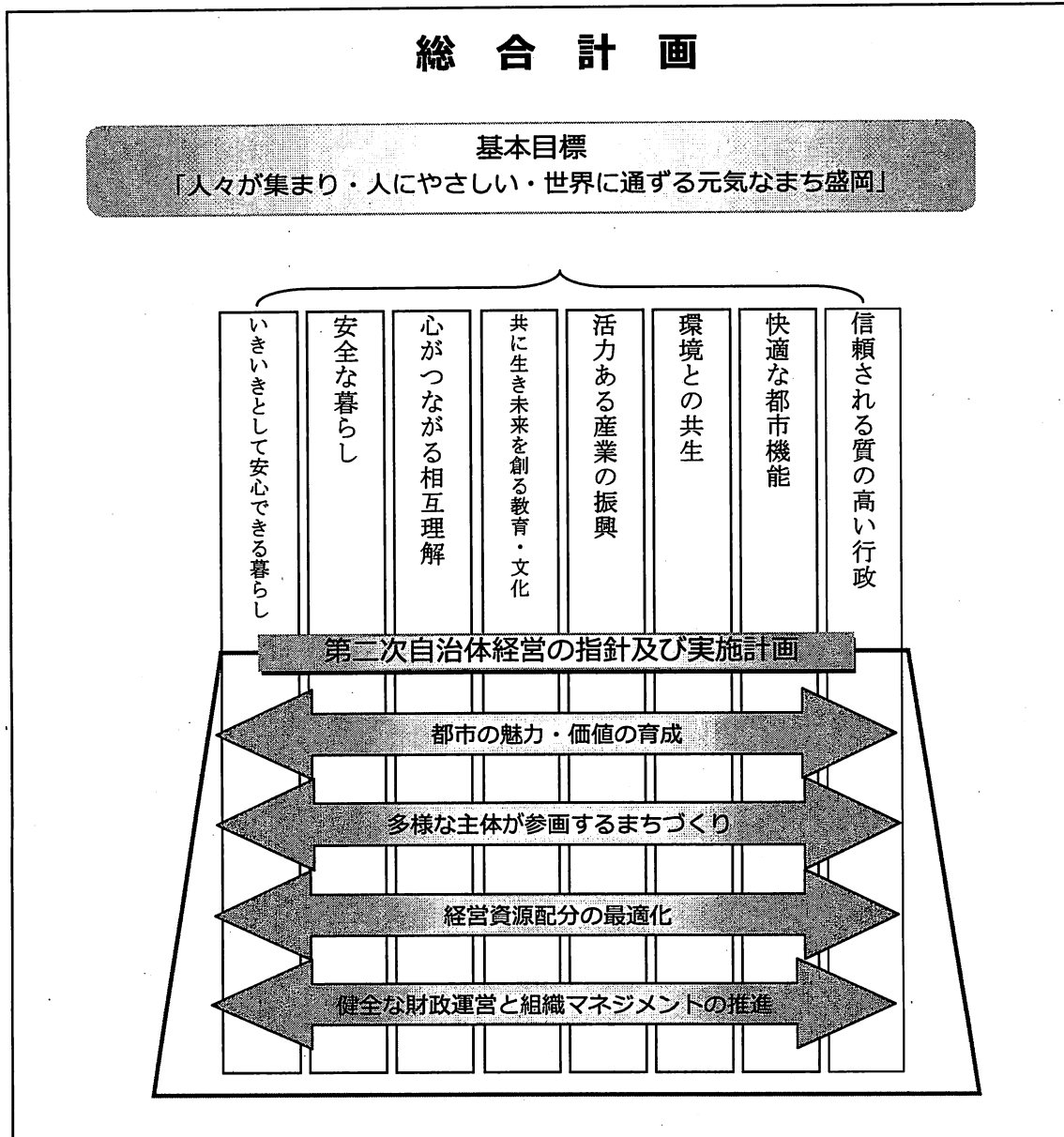
また、都市間競争が激しさを増す中、今後においても将来的にも活力あるまちであり続けるためには、まちの魅力や価値を内外へアピールするなど、「住み続けたい」、「住んでみたい」、「訪ねてみたい」まちづくりを意識した経営に取り組んでいくことが必要となります。

人々が将来にわたり安心して暮らせるまちをつくるためには、上述の環境の変化に柔軟に対応しながら、あるいは危機を回避しながら、総合計画に掲げるまちづくりの基本目標の実現を目指し、様々な施策を実施していくことが必要です。

本指針及び実施計画は、総合計画の各施策を効果的、効率的に推進していくにあたり、施策横断的な行政経営の基本的な方針及び必要な取組を示すものであり、これまで取り組んできた自治体経営の理念を引き継ぎつつ、新たな課題に対応するために策定するものです。

⁸ 自助、共助、公助；個人や家族が自ら達成・解決できることは個人・家族が行い（自助）、個人・家族では達成・解決困難なことや非効率的なことを地域社会といった小さな単位が行い（共助）、さらに、地域社会のような小さな単位では達成・解決困難なことや非効率的なことを市町村、都道府県、国といった大きな単位（公助）が順に補完して問題解決を図ることです。

「総合計画」と「自治体経営の指針及び実施計画」との関係図



第4 自治体経営の指針

上述の本市を取り巻く環境に柔軟に適切に対処していくために、次の4つの指針を軸に自治体経営に取り組みます。

1 都市の魅力・価値の育成

少子高齢、人口減少時代においても将来にわたり「元気なまち」を実現し、人々に「住み続けたい」、「住んでみたい」、「訪ねてみたい」と感じてもらうために、本市の都市としての魅力や価値を市民とともに見出し、育みます。

また、魅力や価値を積極的、戦略的に内外に発信し、認知度を高めることにより、本市が持つイメージを高め、都市を活性化することを目指します。

2 多様な主体が参画するまちづくり

市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政といった様々な主体が適切な役割分担の下、これまでの市民等のまちづくりへの参画や、地域活動に対する豊富な実績を生かしながら、協働によるまちづくりを進めます。

3 経営資源配分の最適化

新たな行政評価の手法を確立し、資源配分の主要なツールとしての活用を進め、政策選択の合理性・客観性をさらに向上させ、限られた経営資源の最適配分及び事務事業の整理、再編等を実現します。また、常に仕事の進め方を見直し、事務改善を行うことにより、低コストで高品質の市民サービスの提供を目指します。

また、公共施設について、全庁的な視点のもとに、公共施設保有の最適化や長寿命化を図り、維持管理のさらなる効率化や更新費用の低減、平準化を進めます。

4 健全な財政運営と組織マネジメントの推進

自治体経営の基本である「最少の経費で最大の効果」を念頭に置きながら、歳入確保の強化、徹底した歳出の見直しにより、中長期にわたり計画的な収支のバランスを図ります。

また、組織目標の着実な達成を可能とする組織力の向上を中心とした組織マネジメントを推進するなど、引き続き持続可能なまちづくりを支え、安定した行財政基盤の確立に努めます。

さらに、公務員としての資質の向上及び公務員倫理に関する意識の高揚に努めるなど、職員の公正な職務の遂行を徹底し、市民に信頼される市政を確立します。

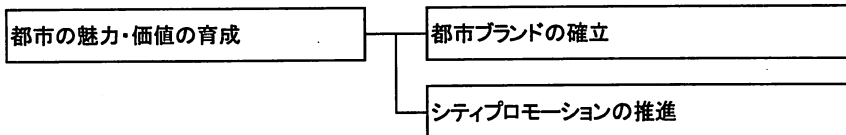
第5 実施計画

1 実施計画期間

平成25年度から27年度までの3年間とします。

2 計画内容 (☆印は、第二次自治体経営の指針において、新たに取り組む項目。)

(1) 都市の魅力・価値の育成



【取組の方向性】-----

☆1 都市ブランド⁹の確立

激しさを増す都市間競争にあっても「住み続けたいまち」, 「住んでみたいまち」, 「訪ねてみたいまち」となるため、盛岡ならではの魅力や価値を市民とともに磨き・育み、市内外の人々に共有される都市ブランドの確立を目指します。

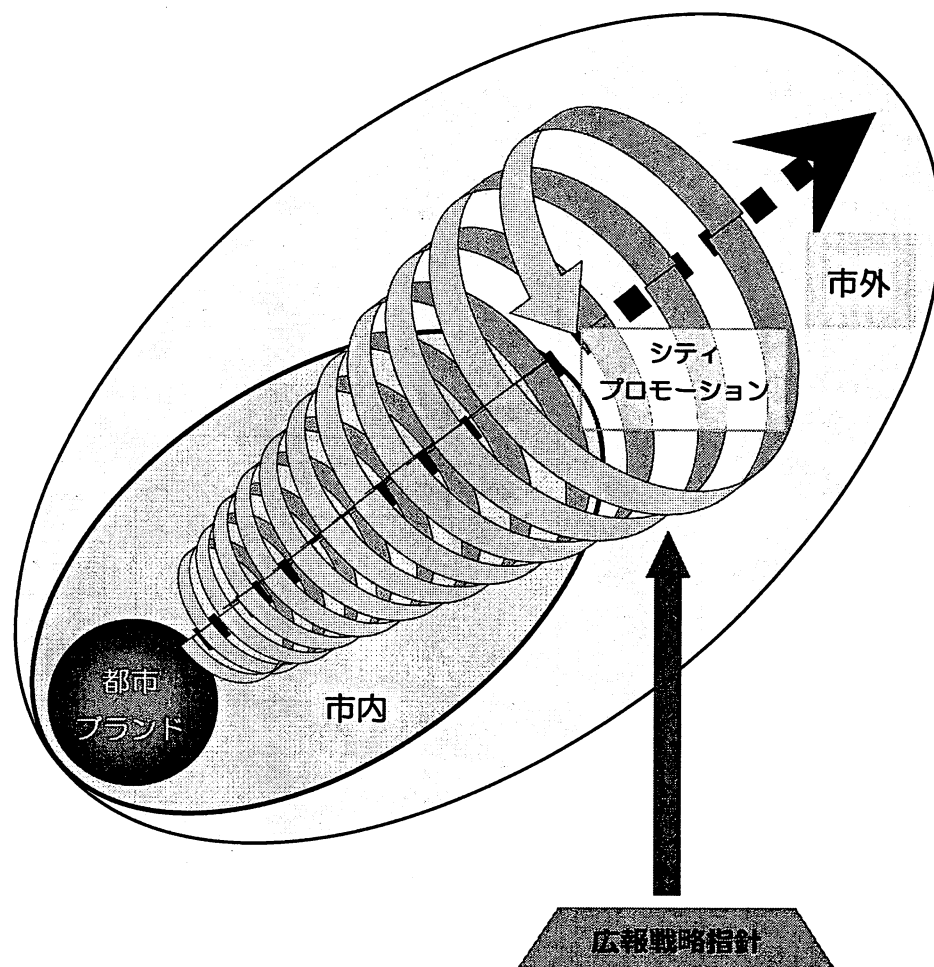
取組にあたっては、現行の盛岡ブランド推進計画（平成17年度～26年度）の進捗状況と成果を検証し、市民との協働の仕組みや推進体制を再構築しながら、新たな「盛岡ブランド推進計画」を策定し、推進します。

☆2 シティプロモーションの推進

新たな広報戦略指針を策定し、これに基づいて、市内外の人々の認知度や好感度を高める都市ブランドの確立に向けた取組と一体的に、盛岡の都市としての魅力を効果的に市内外に発信するシティプロモーションを推進します。

⁹ 都市ブランド：都市ブランドとは、観光地や地場産業、文化・暮らしなどの個別のブランドにより生み出される都市の価値観やイメージで、その都市内外の人々が共通して思い浮かべるものです。都市ブランドが市内外に好感をもって広く認知されることは、市民にとっては、まちへの愛着や誇りを生み出し、地元企業、行政にとっては、個別のブランドの価値が高まり、交流人口・定住人口が増加するなど、大きな効果をもたらすことが期待されます。

【都市ブランドと戦略的情報発信のイメージ図】

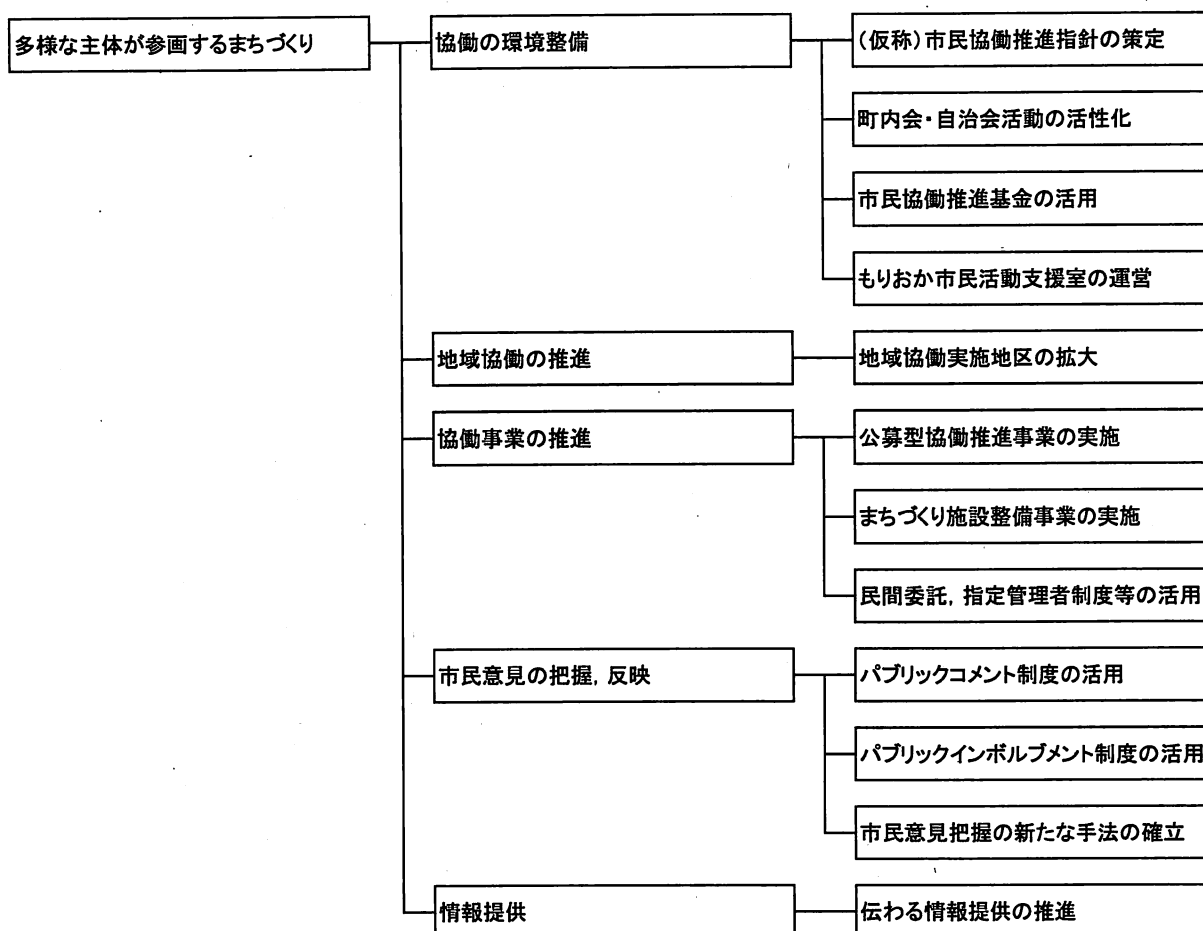


【工程表】

| 計画内容 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------------------|---------------|----------------|------------------|---------|
| ★1 都市ブランドの確立 | 盛岡ブランド推進計画の推進 | 現状把握・検証 | 新たな盛岡ブランド推進計画の策定 | |
| ★2 シティプロモーションの推進 | 推進体制の検討・整備 | 都市ブランド確立に向けた取組 | 「シティプロモーション」の推進 | (一体的展開) |

The table shows a project schedule from 2024 to 2027. For 'Urban Brand Establishment', the 2024 task is 'Promotion of Morioka Brand Promotion Plan', 2025 is 'Current Situation Understanding and Verification', and 2026 is 'Formulation of New Morioka Brand Promotion Plan'. For 'City Promotion', 2024 is 'Review and Preparation of Promotion System', 2025 is 'Measures for Urban Brand Establishment', 2026 is 'Promotion of "City Promotion"', and 2027 is 'Integrated Expansion'. Arrows in the original image indicate that the 2024 task for Urban Brand leads to 2025's task, which then leads to 2026's task. Similarly, 2024's task for City Promotion leads to 2025's task, which leads to 2026's task, which finally leads to 2027's task.

(2) 多様な主体が参画するまちづくり



【取組の方向性】-----

<協働の環境整備>

☆1 (仮称) 市民協働推進指針の策定

市民、町内会・自治会、NPO、企業と行政が活動の成果をあげていくため、市民活動及び協働の推進について基本的な市の考え方を明確にするとともに、市民活動団体等と行政との協働を実現、推進するため、(仮称)市民協働推進指針を策定します。

☆2 町内会・自治会活動の活性化

地域住民の福祉向上や市民協働のパートナーとして不可欠な存在である町内会・自治会の役割機能が、近年、少子高齢化等の影響で弱まっていくことが懸念されることから、将来のあり方について関係機関・団体と議論しながら、町内会・自治会と行政との機能分担についての見直しを進め、活動の活性化のための支援を行います。

3 市民協働推進基金の活用

市民等多様な主体の協働による魅力ある公共空間を形成するため、協働の環境整備を行うほか、市民協働推進基金を活用したNPOや地域活動を支援するとともに、基金の充実と安定的な財源の確保を図ります。

4 もりおか市民活動支援室¹⁰の運営

もりおか市民活動支援室を拠点として、市民と行政が協働しやすい環境づくりを進めるとともに、各種講座の開催や広報による活動支援などを行い、NPOや町内会・自治会などの活動の活性化を図ります。

<地域協働の推進>

5 地域協働実施地区の拡大

地域コミュニティにおいて、地域の多様な主体が活力を結集し、相互に連携・分担して地域が必要とする社会的サービスの提供に、主体的かつ効果的・効率的に取り組む地域協働の実施地区を拡大し、取組を推進していきます。

<協働事業の推進>

6 公募型協働推進事業¹¹の実施

市民活動団体等と市との協働を推進するため、市民活動団体等からの企画提案により実施する先駆的かつ公益的な事業の支援を行います。

7 まちづくり施設整備事業¹²

市民活動団体等が実施する施設及び設備の新設、改修または保全によるまちづくり活動に資する拠点整備事業の支援を行います。

8 民間委託、指定管理者制度¹³等の活用

民間委託の推進、指定管理者制度やPFI¹⁴等の活用により、多様な主体が協働するまちづくりを一層進めます。

<市民意見の把握、反映>

9 パブリックコメント¹⁵制度の活用

パブリックコメント制度を積極的に活用し、より多くの市民の市政への参画と意見の反映に努めます。

10 パブリックインボルブメント¹⁶制度の活用

グラウンドワークやワークショップ¹⁷等の方法により、パブリックインボルブメントを実施し、より多くの市民の市政への参画と意見の反映に努めます。

11 市民意見把握の新たな手法の確立

¹⁰ もりおか市民活動支援室；町内会・自治会、NPO等の活動支援や連携交流を行うためにプラザおでつてに設置しています。

¹¹ 公募型協働推進事業；市民協働のまちづくりを推進するため、NPO等が企画提案した事業の中から、協働の推進に向けて先導的な事例となる事業を選定し、補助金を交付する事業です。

¹² まちづくり施設整備事業；市民活動団体等が実施する施設及び設備の新設、改修又は保全によるまちづくり活動に資する拠点を整備する事業として選定した事業に要する経費に対して補助金を交付する事業です。

¹³ 指定管理者制度；体育施設や文化施設、集会所、福祉施設などの公の施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定された者に委任する制度をいいます。

¹⁴ PFI；民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行うことにより、効率的・効果的に社会資本を整備しようとする手法をいいます。

¹⁵ パブリックコメント；重要な施策や計画などを策定する場合に、その原案などを公表し、広く住民の意見や情報を求め、提出された意見などを考慮、検討して決定していく仕組みをいいます。

¹⁶ パブリックインボルブメント；都市計画や公共事業などの計画段階や事業段階において、住民がその計画等の相談に加わることをいいます。行政は、その計画等に関する情報を明らかにし、住民と意見、情報を交換できる場を提供したり、質問を受ける方策を講じたりしながら（住民自身も主体的に学習しながら）、合意形成を図っていくこととなります。

¹⁷ ワークショップ；参加者がグループでの作業などを通じて情報やアイデアを出し合い、議論をし、お互いに学び合いながら、課題を発見したり、解決策をまとめ上げていく形の会議形式のことをいいます。

新しい手法として「市民討議会」¹⁸を実施して、市民意見を把握するとともに、更に新たな市民意見把握の手法を検討、実施、検証するなどして、より多くの市民の市政への参画と意見の反映に努めます。

<情報提供>

12 伝わる情報提供の推進

市の政策を市民に理解してもらい、市と市民との信頼関係を築き、市の説明責任を果たすとともに、市民協働を推進するための効果的な市政情報提供を行うため、新たな広報戦略指針を策定し、これに基づいて情報発信の強化を推進します。

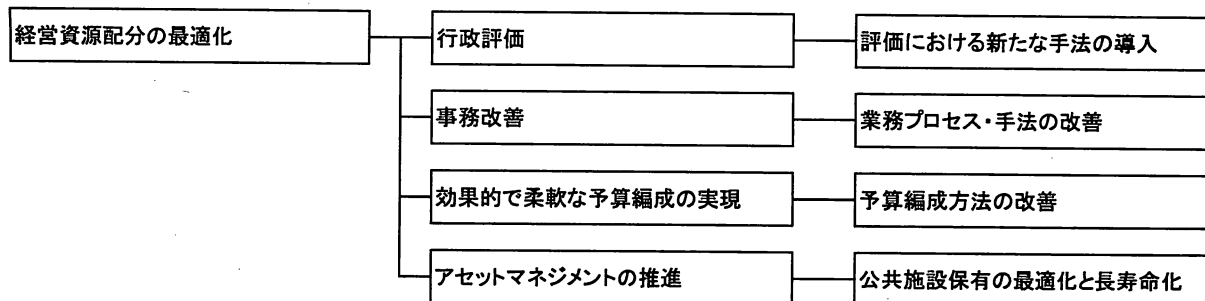
¹⁸ 市民討議会；無作為抽出による市民が集まり、少数のグループに分かれて、まちの課題について話し合い、グループごとの結果を発表しあい、投票し、討議会としての意見を討議会自身が集約し、まちづくりへの提言としてまとめていくものです。

【工程表】

| 計画内容 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------------------------|-------------------|----------------------|--------|----------|
| <協働の環境整備> | | | | |
| ☆1 (仮称)市民協働推進指針の策定 | | 課題の整理, 方針の検討 | 方針決定 | 方針に沿って措置 |
| ☆2 町内会・自治会活動の活性化 | | 課題の整理, 各種制度等の見直し | | 方針決定 |
| 3 市民協働推進基金の活用 | 市民協働推進基金の活用 | | | |
| | | 財源確保策の検討 | | 方針決定 |
| 4 もりおか市民活動支援室の運営 | もりおか市民活動支援室による支援 | NPO, 地縁団体の活動支援, 連携支援 | | |
| <地域協働の推進> | | | | |
| 5 地域協働実施地区の拡大 | | 実施地区の拡大 | | |
| <協働事業の推進> | | | | |
| 6 公募型協働推進事業の実施 | 公募型協働推進事業の実施 | 実施事業の評価, 制度の検証 | 制度の見直し | |
| 7 まちづくり施設整備事業の実施 | まちづくり施設整備事業の実施 | 実施事業の評価 | | |
| 8 民間委託, 指定管理者制度等の活用 | 民間委託, 指定管理者制度等の活用 | | | |

| 計画内容 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|----------------------------|---------------|-------------------|----------------------|------|
| <市民意見の把握, 反映> | | | | |
| 9 パブリックコメント制度の活用 | パブリックコメント | | | |
| 10 パブリックインボルブメント制度の活用 | パブリックインボルブメント | | | |
| 11 市民意見把握の新たな手法の導入 | | 新しい手法による意見の把握 | 更なる市民意見把握手法の検討・実施・検証 | |
| <情報提供> | | | | |
| 12 伝わる情報提供の推進 | | 新たな広報戦略指針と実施計画の策定 | 指針に基づく情報提供の推進 | |

(3) 経営資源配分の最適化



【取組の方向性】-----

<行政評価>

1 評価における新たな手法の導入

同じ目的を持つ事業全体を俯瞰的¹⁹に評価することにより事業の改善・再編に繋がるとともに、改善案の実施状況の確認を強化する仕組みを導入します。また、評価にあたっては、外部評価委員会や市民ワークショップ等の活用など、多様な市民ニーズの把握に取り組みます。

<事務改善>

2 業務プロセス・手段の改善

徹底した業務プロセスの改善を推進し、情報の共有化と職員のやる気の高揚を図るため、改革改善事例発表会を開催し、職員の創意工夫によって成果を挙げた改善事例を顕彰することにより、市業務全般の改革改善に繋がっていきます。また、改善情報誌の発行等により、様々な改善例の紹介等を通じて、業務の改革改善に対する取組意識向上のための土壌づくりを進めます。

<効果的で柔軟な予算編成の実現>

3 予算編成方法の改善

効果的で柔軟な予算編成・執行を実現するため、予算編成方法の改善に取り組みます。

<アセットマネジメントの推進>

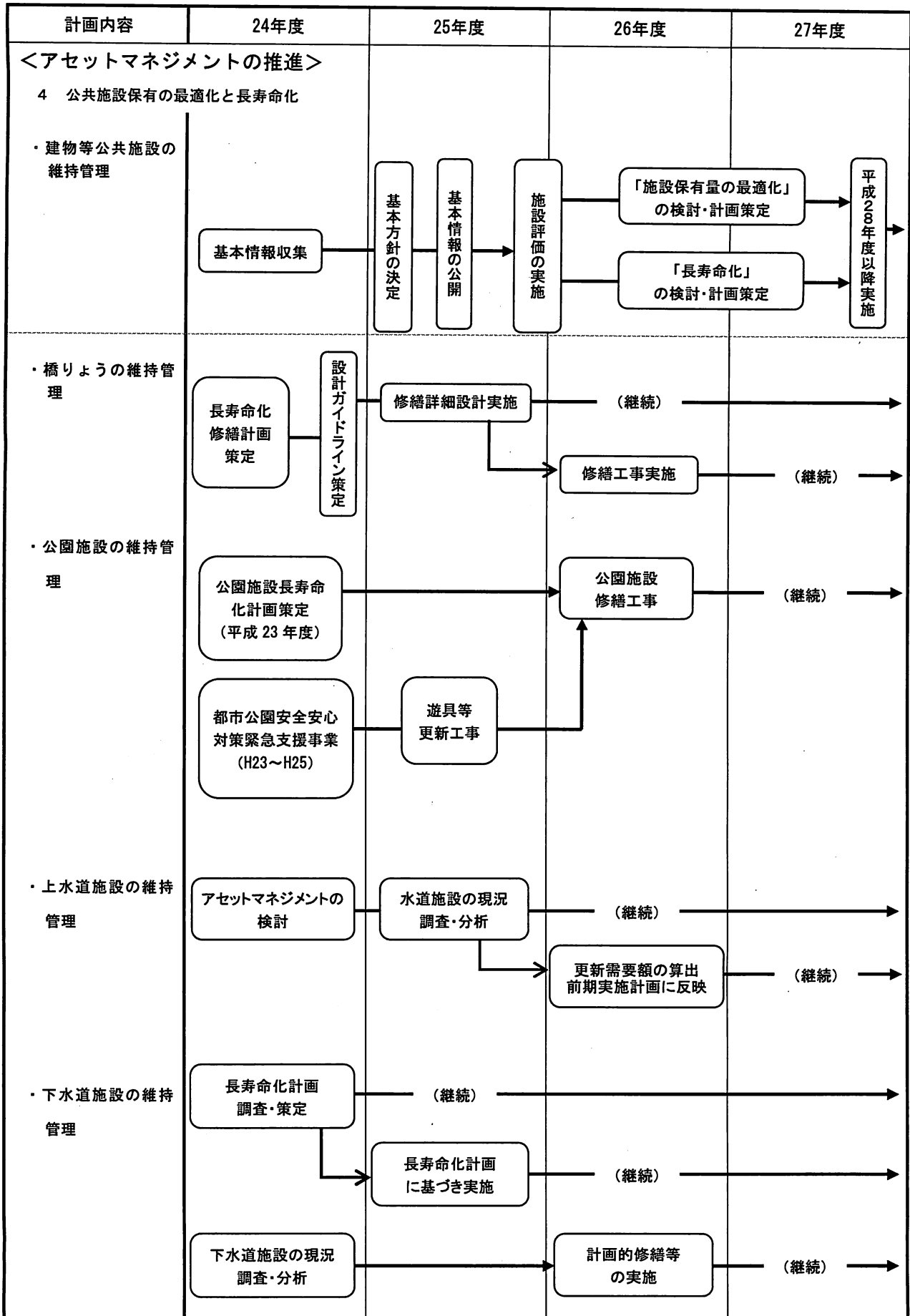
4 公共施設保有の最適化と長寿命化

人口減少に合わせて施設保有量を最適化し、次世代に継承可能な施設保有とするとともに、ニーズの変化に対応した住民サービスの提供や、効果的で効率的な施設運営を行い、「公共施設保有の最適化」を図ります。また、計画的な保全の実施により、維持管理のさらなる効率化や更新費用の低減を行い、施設の「長寿命化」を図り、将来世代に過度な負担を強いることの無い、持続可能な住民サービスの提供を続けるための取組を進めます。

¹⁹ 俯瞰的；上空から地上全体を見下ろすような視点で、視野を広げて見ることです。

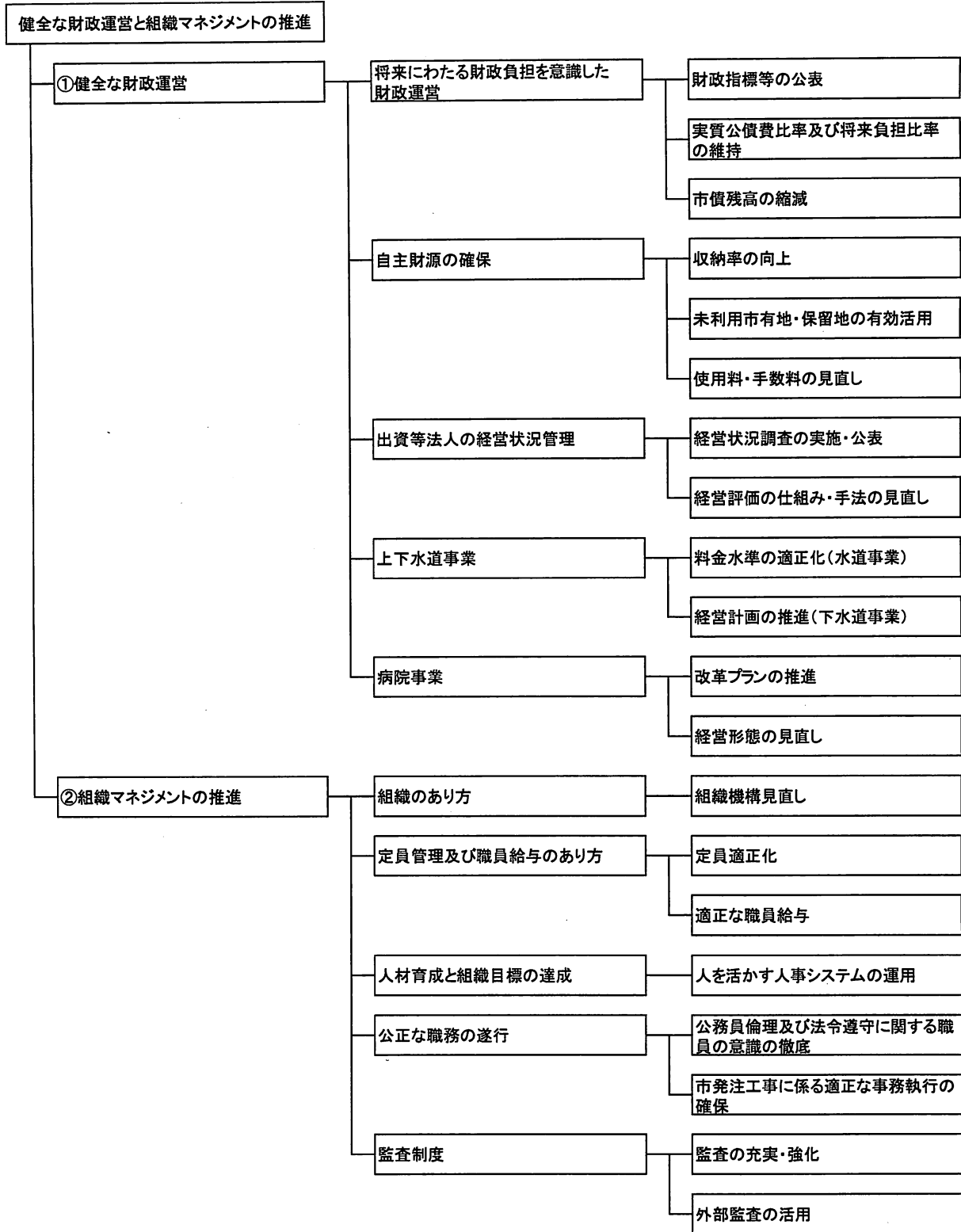
【工程表】

| 計画内容 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|--|---------------------|----------------------|-----------------|-------------|
| <p><行政評価></p> <p>1 行政評価における新たな手法の導入</p> | <p>行政評価システムの見直し</p> | <p>新評価システムの試行等実施</p> | <p>システム全体設計</p> | <p>本格実施</p> |
| <p><事務改善></p> <p>2 業務プロセス・手段の改善</p> | <p>改善の推進</p> | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| <p><効果的で柔軟な予算編成の実現></p> <p>3 予算編成方法の改善</p> | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |



注) 策定中の「(仮称)公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」に基づき、上記工程表を見直す場合があるほか、その他公共施設のアセットマネジメントについても、取り組んでいくこととしています。

(4) 健全な財政運営と組織マネジメントの推進



【取組の方向性】-----

① 健全な財政運営

<将来にわたる財政負担を意識した財政運営>

1 財政指標等の公表

財政の健全化判断比率²⁰等の財政指標や財務書類4表²¹を作成し、市民に分かりやすい形で公表します。

2 実質公債費比率及び将来負担比率の維持

実質公債費比率及び将来負担比率は、平成19年度の数値以下を持続させます。

3 市債残高の縮減

毎年度の新規市債発行額を、臨時財政対策債²²を除き予算総額の8%以内かつ元金償還額以内とし、残高縮減に努めます。

<自主財源の確保>

4 収納率の向上

市税等について、悪質・高額納税者への滞納処分の強化、納付相談の充実、夜間・休日催告の強化、口座振替促進の取組、及びコンビニエンスストア収納などを利用した納付機会の拡充により、収納率の向上に努めます。

5 未利用市有地・保留地の有効活用

未利用市有地・保留地の処分、貸付等の有効活用に努めます。

6 使用料・手数料の見直し

受益と負担の公平性の観点から、使用料・手数料を適時適切に見直します。

<出資等法人²³の経営状況管理>

7 経営状況調査の実施・公表

出資等法人の収支、経営状況、資産及び将来負担等、経営実態を定期的に適切に把握するとともに調査結果を公表します。

☆8 経営評価の仕組み・手法の見直し

出資等法人経営評価結果に基づき法人が策定した措置計画の実施状況を踏まえ、現行の評価の仕組み・手法の見直しを検討し、今後の方向性を定めます。

<上下水道事業>

9 料金水準の適正化（水道事業）

²⁰ 健全化判断比率；地方公共団体の長は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき健全化判断比率を算定し、監査委員の審査意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないとされています。健全化判断比率には次の4つの指標があります。

- ・実質赤字比率…住民福祉、教育など市の行政の大部分を行う一般会計等の赤字の程度を示す指標
- ・連結実質赤字比率…一般会計等と特定の収入により行われる特別会計の赤字、黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を示す指標
- ・実質公債費比率…3ページの脚注参照
- ・将来負担比率…3ページの脚注参照

²¹ 財務書類4表；貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4つの財務書類のことをいいます。

²² 臨時財政対策債；地方財源の不足に対応するため発行される、いわゆる「赤字地方債」の一つで、建設事業向けではなく経常経費にも充当できることとされています。地方財政法第5条の特例となる地方債で、この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が、後年度、地方交付税に算入されることとなっています。

²³ 出資等法人；本市では、市の出資等割合が法人の出資等額全体の概ね4分の1以上を占める法人を「出資等法人」とし、経営状況調査等の対象としております。

平成26年度までの「新盛岡市水道事業基本計画後期実施計画」に引き続き、27年度からの次期基本計画により、民間委託の推進等による経営の効率化やコスト縮減を図るとともに、持続可能な事業運営を実践するため、料金水準の適正化による経営の健全化に努めます。

☆10 経営計画の推進（下水道事業）

「下水道事業中期経営計画」の見直しを行い、平成26年度から30年度までを計画期間とする新たな「下水道事業中期経営計画」を策定し、経営の安定化に取り組みます。

<病院事業>

11 改革プランの推進

平成21年3月に策定した「盛岡市立病院改革プラン」に基づき、地方公営企業法の全部適用による経営体制のもと、亜急性期患者²⁴の受け入れを中心とした病病・病診連携²⁵の推進や、全般にわたる見直しによる費用の一層の節減を行うなど、引き続き経営の改善に取り組みます。

☆12 経営形態の見直し

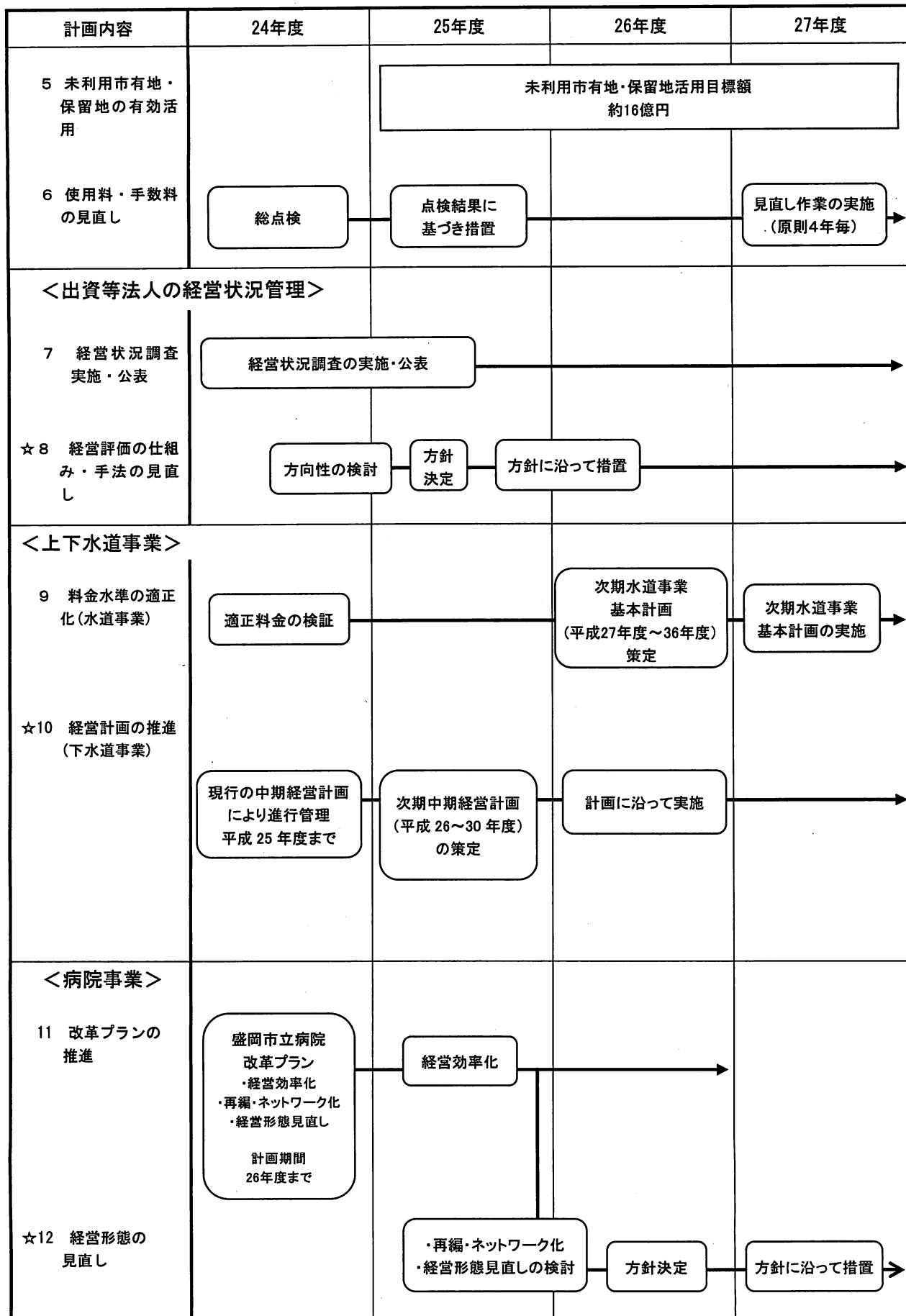
現在の経営形態である地方公営企業法の全部適用によるこれまでの経営改善の実績等を踏まえ、経営形態見直しの検討を行い、方針を決定します。

²⁴ 亜急性期患者；病気のなりはじめの自・他覚症状の激しい時期（急性期）が一段落し、症状も徐々に回復し安定していく時期にある患者をいいます。

²⁵ 病病・病診連携；機能の異なる病院と病院、病院と診療所が患者の紹介などで、連携を取りながら診療を行うことをいいます。

【工程表】

| 計画内容 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------|-------|------|-----|-----|------|--------|--------|-------|-------|-------|-----|-------|---|--------|--------|-------|-------|--------|--|--|---|--|
| ① 健全な財政運営 <将来にわたる財政負担を意識した財政運営> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 財政指標等の公表 | 公表形式の検討・公表(毎年度繰返し) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 実質公債費比率及び将来負担比率の維持 | 実質公債費比率は平成19年度の14.0%以下を, 将来負担比率は同じく149.4%以下を維持 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 市債残高の縮減 | 予算編成において毎年度の新規市債の発行額を, 臨時財政対策債を除く予算総額の8%以内かつ元金償還額以内に抑制 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <自主財源の確保> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 収納率の向上 | ※年度毎の目標値は, 前年度までの実績等を考慮し, 毎年度設定します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・市税 | 【23年度決算】 単位: 百万円, % <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定額</th> <th>収入額</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年度分</td> <td>40,279</td> <td>39,473</td> <td>98.00</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>3,516</td> <td>623</td> <td>23.40</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>43,795</td> <td>40,296</td> <td>92.01</td> </tr> <tr> <td>口座振替率</td> <td colspan="3">27.16%</td> </tr> </tbody> </table> | | | 調定額 | 収入額 | 収納率 | 現年度分 | 40,279 | 39,473 | 98.00 | 滞納繰越分 | 3,516 | 623 | 23.40 | 計 | 43,795 | 40,296 | 92.01 | 口座振替率 | 27.16% | | | 【27年度末】 収納率: 現年度分98.50%以上, 滞納繰越分30.00%以上, 合計で94.00%以上を目標とする。 口座振替率: 34.00%を目標とする。 | |
| | 調定額 | 収入額 | 収納率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現年度分 | 40,279 | 39,473 | 98.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞納繰越分 | 3,516 | 623 | 23.40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 43,795 | 40,296 | 92.01 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座振替率 | 27.16% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・国民健康保険税 | 【23年度決算】 単位: 百万円, % <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定額</th> <th>収入額</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年度分</td> <td>6,114</td> <td>5,231</td> <td>85.56</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>3,617</td> <td>388</td> <td>10.72</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,731</td> <td>5,619</td> <td>57.74</td> </tr> <tr> <td>口座振替率</td> <td colspan="3">31.30%</td> </tr> </tbody> </table> | | | 調定額 | 収入額 | 収納率 | 現年度分 | 6,114 | 5,231 | 85.56 | 滞納繰越分 | 3,617 | 388 | 10.72 | 計 | 9,731 | 5,619 | 57.74 | 口座振替率 | 31.30% | | | 【27年度末】 収納率: 現年度分87.50%以上, 滞納繰越分13.00%以上, 合計で59.40%以上を目標とする。 口座振替率: 37.00%を目標とする。 | |
| | 調定額 | 収入額 | 収納率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現年度分 | 6,114 | 5,231 | 85.56 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞納繰越分 | 3,617 | 388 | 10.72 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 9,731 | 5,619 | 57.74 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座振替率 | 31.30% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・保育料 | 【23年度決算】 単位: 百万円, % <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定額</th> <th>収入額</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年度分</td> <td>1,278</td> <td>1,253</td> <td>98.10</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>125</td> <td>22</td> <td>17.67</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,403</td> <td>1,275</td> <td>90.92</td> </tr> <tr> <td>口座振替率</td> <td colspan="3">91.13%</td> </tr> </tbody> </table> | | | 調定額 | 収入額 | 収納率 | 現年度分 | 1,278 | 1,253 | 98.10 | 滞納繰越分 | 125 | 22 | 17.67 | 計 | 1,403 | 1,275 | 90.92 | 口座振替率 | 91.13% | | | 【27年度末】 収納率: 現年度分99.05%以上, 滞納繰越分11.60%以上, 合計で94.60%以上を目標とする。 口座振替率: 95.40%を目標とする。 | |
| | 調定額 | 収入額 | 収納率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現年度分 | 1,278 | 1,253 | 98.10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞納繰越分 | 125 | 22 | 17.67 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 1,403 | 1,275 | 90.92 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座振替率 | 91.13% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・住宅使用料 | 【23年度決算】 単位: 百万円, % <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定額</th> <th>収入額</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年度分</td> <td>518</td> <td>484</td> <td>93.37</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>201</td> <td>21</td> <td>10.24</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>719</td> <td>505</td> <td>70.18</td> </tr> <tr> <td>口座振替率</td> <td colspan="3">63.75%</td> </tr> </tbody> </table> | | | 調定額 | 収入額 | 収納率 | 現年度分 | 518 | 484 | 93.37 | 滞納繰越分 | 201 | 21 | 10.24 | 計 | 719 | 505 | 70.18 | 口座振替率 | 63.75% | | | 【27年度末】 収納率: 現年度分95.00%以上, 滞納繰越分11.00%以上, 合計で72.00%以上を目標とする。 口座振替率: 70.00%を目標とする。 | |
| | 調定額 | 収入額 | 収納率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現年度分 | 518 | 484 | 93.37 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞納繰越分 | 201 | 21 | 10.24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 719 | 505 | 70.18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座振替率 | 63.75% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



② 組織マネジメントの推進

<組織のあり方>

13 組織機構見直し

簡素で効率的な組織の構築を進めるため、毎年度組織機構の見直しを実施します。

<定員管理及び職員給与>

14 定員適正化

第4次定員適正化計画（平成23年度～27年度）に基づき、自治体規模、行政目的に見合った適正な職員定数とするよう努めます。また、28年度から32年度までを計画期間とする新たな定員適正化計画を策定します。

15 適正な職員給与

地域の民間給与水準の反映などにより、市民の理解が得られるような適正な職員給与とします。

<人材育成と組織目標の達成>

16 「人を活かす人事システム」²⁶の運用

「人を活かす人事システム」に掲げる取組を通じ、職員自らが業務改善や職場環境を見直す組織風土を醸成し、人材の育成と組織目標の達成を図ります。

<公正な職務の遂行>

17 公務員倫理及び法令遵守に関する職員の意識の徹底

「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」及び「職員倫理規程」に基づき、公務員倫理及び法令遵守に関する職員の意識の徹底と職場風土の改革に努めます。

☆18 市発注工事に係る適正な事務執行の確保

市発注工事におけるチェック体制を強化するなど、工事発注に係る契約事務等の適正な事務執行の徹底のための体制整備を図ります。

<監査制度>

19 監査の充実・強化

監査委員の独立性を高めるための外部の人材の積極的な登用や経済性・効率性・有効性を視点とする行政監査²⁷を実施するなど監査の充実強化を図ります。

20 外部監査²⁸の活用

外部監査制度の有効活用を図ります。

²⁶ 「人を活かす人事システム」；職員の仕事に対する意欲を高め、職員が自律的・主体的に仕事や能力開発を行い、仕事上でその持てる能力を十分に発揮できるよう人事評価や職員研修、人事異動などを連携させた仕組みとして、平成19年3月に策定し、運用しているシステムです。この仕組みを通じて、市民の負託に応えられる人材を育成し、行政サービスの向上を図ることを目的としています。

²⁷ 行政監査；地方自治法第199条第2項に基づき、事務処理手続、行政運営など一般行政事務全般にわたり、事務の効率性、経済性、有効性などに着眼し監査を実施するものです。

²⁸ 外部監査；平成9年6月の地方自治法の改正により、監査機能の専門性、独立性を一層充実させるとともに、住民の信頼をより高めるために導入されたもので、公認会計士、弁護士などの資格を有する者が、外部監査契約に基づき実施される監査をいいます。外部監査には、外部監査人が、監査委員が行う財務監査の中から特定の案件を選択して実施する包括外部監査と、住民や議会からの請求など、特定の場合に監査委員の監査に代えて外部監査人が監査する個別外部監査とがあります。

【工程表】

| 計画内容 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|---|--------------------------------------|---|--------|------------------------------------|
| ② 組織マネジメントの推進 <組織のあり方> | | | | |
| 13 組織機構見直し | 部局を越えた業務統合, 事務の効率化 部局横断的な組織の活用の推進 | | 毎年度見直し | → |
| | 行政が自ら実施すべき事業に対応した組織の構築 | | 毎年度見直し | → |
| | 各施策の成果を持続的にあげるための体制整備 | | 毎年度見直し | → |
| <定員管理及び職員給与> | | | | |
| 14 定員適正化 | 第4次定員適正化計画 に基づく定員適正化 | 毎年度見直し | → | 新たな定員適正化 計画の策定 (平成28年度～32年度) |
| 15 適正な職員給与 | 地域の民間給与水準の反映などによる 職員給与への適切な反映 | | 随時実施 | → |
| <人材育成と組織目標の達成> | | | | |
| 16 「人を活かす人事システム」の運用 | 「人を活かす人事システム」の運用 による人材の育成と組織目標の達成 | 多様な人材と職員の意向や適性を重視した 職員配置の実施 | | → |
| | | 個々のキャリアプランの作成支援と そのプランに応じた研修の継続実施 | | → |
| | | 職員面接を活用した組織目標達成のための 業務遂行支援制度の実施 | | → |
| | | 職員の行動特性の把握と評価を柱とした人事評価制度の 継続実施と効果的な制度への改善の実施 | | → |

| 計画内容 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|----------------------------|---|---|------|------|
| <公正な職務の遂行> | | | | |
| 17 公務員倫理及び法令遵守に関する職員の意識の徹底 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> コンプライアンス条例及び職員倫理規程に基づく公務員倫理及び条例遵守に関する職員の意識の徹底の取組 </div> | | | |
| ☆18 市発注工事に係る適正な事務執行の確保 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 市発注工事におけるチェック体制 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 実施 </div> | | |
| <監査制度> | | | | |
| 19 監査の充実・強化 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 外部人材の積極的登用, 行政監査の実施等による監査の充実・強化 </div> | | | |
| 20 外部監査の活用 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 外部監査制度 </div> | | | |

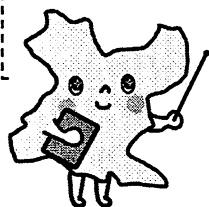
第6 推進体制

- 1 市長を本部長とする「自治体経営推進本部」が、自治体経営推進に係る総合調整を行います。
- 2 有識者等からなる「盛岡市自治体経営推進会議」に、定期的に自治体経営の取組状況を報告し、自治体経営に関する意見・提言をいただきます。

第二次盛岡市自治体経営の指針 及び実施計画 『資料編』



- | | | |
|---|---------------------------|------|
| 1 | 財政の状況 | 1～4頁 |
| 2 | 今後の財政計画 | 5頁 |
| 3 | 民間委託可能業務の 今後の工程 | 6頁 |
| 4 | 公の施設の管理運営の 今後の工程 | 7～8頁 |



盛岡市

1 財政の状況(普通会計)

1 概要

最近の本市の決算状況は次のとおりです。(平成17年度からは旧玉山村分を含んでいます。)

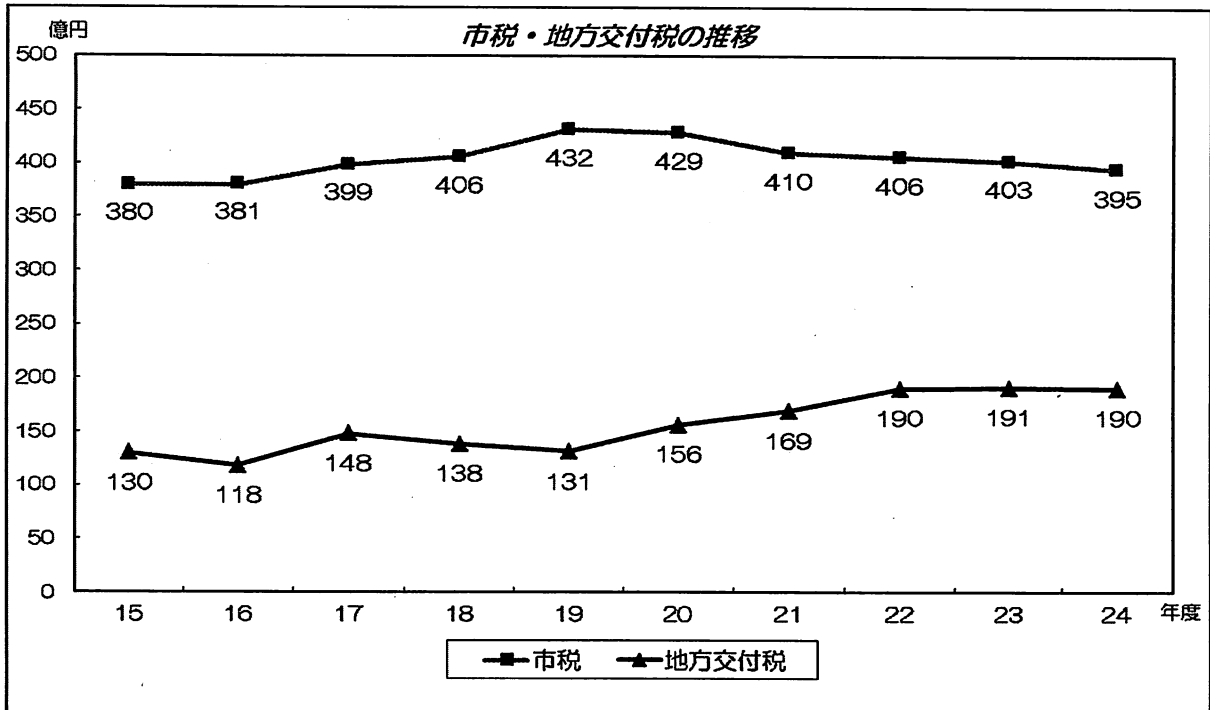
歳入歳出決算の状況

(単位:百万円,%)

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24見込 |
|--------------------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 歳入 | 94,899 | 88,202 | 98,892 | 102,845 | 98,398 | 95,393 | 108,322 | 107,118 | 114,171 | 110,438 |
| 市税 | 38,040 | 38,063 | 39,901 | 40,604 | 43,204 | 42,921 | 41,044 | 40,577 | 40,296 | 39,548 |
| 構成比 | 40.1 | 43.2 | 40.3 | 39.5 | 43.9 | 45.0 | 37.9 | 37.9 | 35.3 | 35.8 |
| 地方交付税 ² | 13,023 | 11,791 | 14,772 | 13,780 | 13,096 | 15,632 | 16,908 | 19,027 | 19,105 | 18,982 |
| 構成比 | 13.7 | 13.4 | 14.9 | 13.4 | 13.3 | 16.4 | 15.6 | 17.8 | 16.7 | 17.2 |
| 市債 ³ | 11,716 | 10,096 | 10,939 | 13,400 | 9,985 | 8,914 | 10,021 | 10,902 | 13,547 | 12,699 |
| (6,483) | (6,475) | (7,938) | (10,311) | (7,591) | (6,795) | (6,730) | (4,882) | (8,239) | (7,381) | |
| 構成比 | 12.3 | 11.4 | 11.1 | 13.0 | 10.1 | 9.3 | 9.3 | 10.2 | 11.9 | 11.5 |
| (6.8) | (7.3) | (8.0) | (10.0) | (7.7) | (7.1) | (6.2) | (4.6) | (7.2) | (6.7) | |
| その他 | 32,120 | 28,252 | 33,280 | 35,061 | 32,113 | 27,926 | 40,349 | 36,612 | 41,223 | 39,209 |
| 構成比 | 33.9 | 32.0 | 33.7 | 34.1 | 32.7 | 29.3 | 37.2 | 34.1 | 36.1 | 35.5 |
| 歳出 | 94,022 | 87,248 | 97,494 | 100,137 | 96,953 | 94,486 | 107,058 | 104,337 | 112,057 | 110,438 |
| 義務的経費 | 46,104 | 45,711 | 48,580 | 48,977 | 49,588 | 50,200 | 52,126 | 56,044 | 57,641 | 57,834 |
| 構成比 | 49.0 | 52.4 | 49.8 | 48.9 | 51.1 | 53.1 | 48.7 | 53.7 | 51.4 | 52.4 |
| 投資的経費 | 16,562 | 10,925 | 13,490 | 13,237 | 14,545 | 12,498 | 17,252 | 12,121 | 17,543 | 15,275 |
| 構成比 | 17.6 | 12.5 | 13.8 | 13.2 | 15.0 | 13.2 | 16.1 | 11.6 | 15.7 | 13.8 |
| その他 | 31,356 | 30,612 | 35,424 | 37,923 | 32,820 | 31,788 | 37,680 | 36,172 | 36,873 | 37,329 |
| 構成比 | 33.4 | 35.1 | 36.4 | 37.9 | 33.9 | 33.7 | 35.2 | 34.7 | 32.9 | 33.8 |

市債の()は臨時財政対策債⁴を除いた額、構成比

2 歳入



1 普通会計；個々の地方公共団体ごとの各会計の範囲が異なっていることから、その統一な財政比較を行うために設けられた地方財政統計上の会計区分をいいます。実際に各地方公共団体が「普通会計」を設置しているわけではなく、盛岡市の場合、一般会計(駐車場事業、観光施設事業及び介護サービス事業に関する経費を除く)、母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計及び土地取得事業費特別会計により構成されています。

2 地方交付税；地方の税収の不均衡(偏り)を是正して、すべての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるように、国税の一部を一定割合で交付するもので、地方にとっては使い道が特定されず自由に使える財源となります。

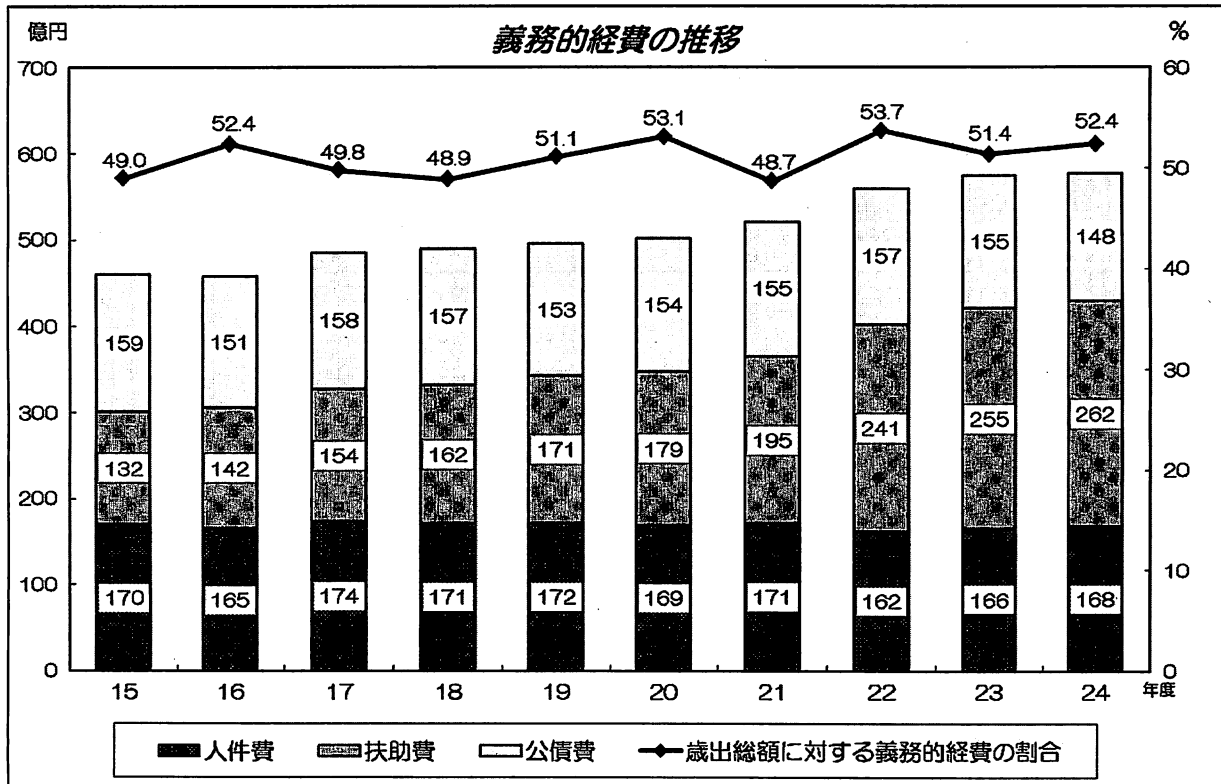
3 公債費・市債(地方債)；市が公共施設の整備等の目的で長期の借入金を借り入れるために発行する債券を市債(歳入)といい、その元利償還金を公債費(歳出)といいます。

4 臨時財政対策債；地方財源の不足に対応するため発行される、いわゆる「赤字国債」の一つで、建設事業向けではなく経常経費にも充当できることとされています。地方財政法第5条の特例となる地方債で、この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が、後年度、地方交付税に算入されることとなっています。

市税は、平成 18 年 1 月に玉山村と合併したことから、18 年度は 406 億と、合併前の 16 年度 381 億より 25 億円多くなりました。19 年度は税制改革により所得税と住民税の割合が変更になったことにより、432 億円に増加しました。しかし、20 年度からの景気動向の影響を受け、24 年度は 395 億円まで落ち込む見込みです。

地方交付税は、国の三位一体改革の影響を受けるなどして、19 年度には 131 億円まで減少しました。その後 20 年度は中核市に移行したため 156 億円に、21 年度には算定方法の改正により 169 億円に、22 年度には景気動向の影響による市町村民税の算定基準の見直し等により 190 億円に増加しました。

3 歳出



義務的経費が歳出予算に占める割合は、16 年度に 50% を超え、21 年度には、定額給付金や国の緊急経済対策への対応のため、義務的経費以外で大きく増加したことにより、一時的に 48.7% となりましたが、22 年度には再び 50% を超え、その後も高い比率で推移しています。

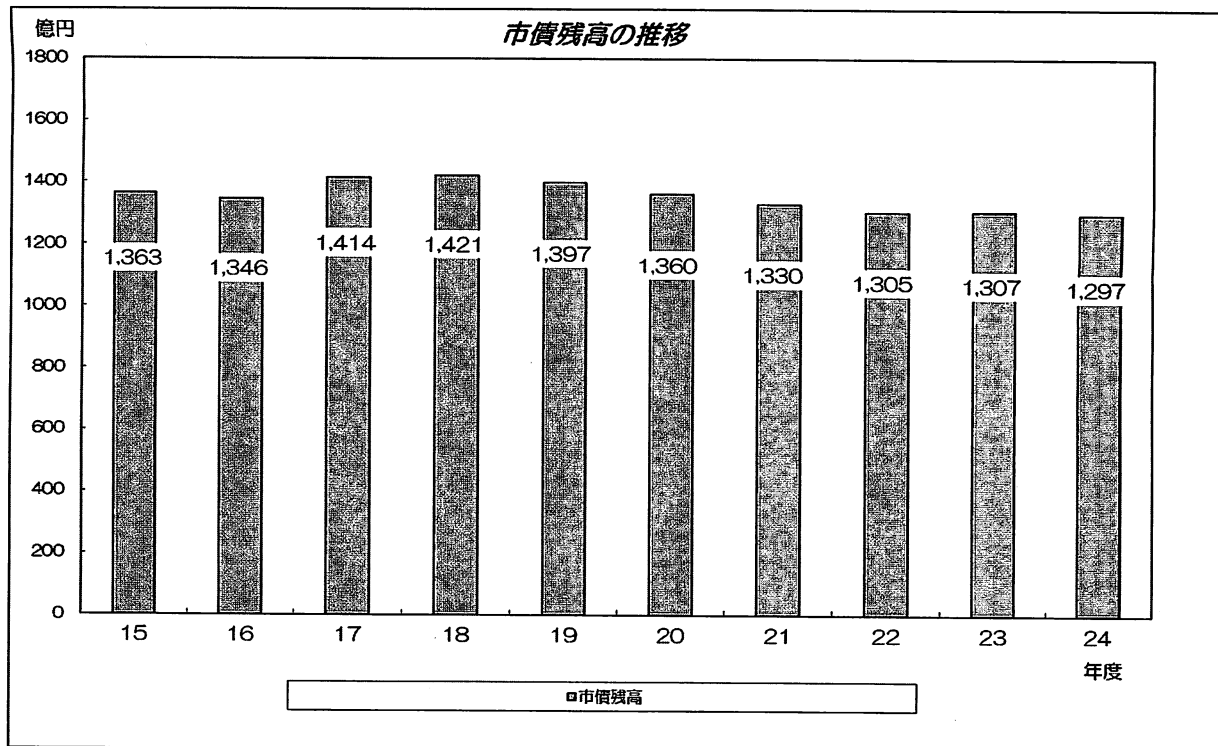
公債費³は、市民文化ホール（総事業費 約 127 億円）、ごみ焼却施設（約 210 億円）、インターハイ関連施設（約 110 億円）等の大規模施設を整備したことや、国の経済対策に呼応して公共事業を集中的に実施したことにより、15 年度には 159 億円に達しました。公債費を抑制するために、16 年度から、市債の借入れを、臨時財政対策債を除きその年度の予算総額の 8% かつ元金償還額以内とした結果、支出額は減少傾向にあります。

人件費は計画的に適正化を図った結果、退職手当の増減を除いては縮減しています。

扶助費⁵は、長引く景気低迷等により増加が続いており、22 年度に子ども手当制度の創設により 241 億円となり、24 年度には 262 億円を超える見込みです。

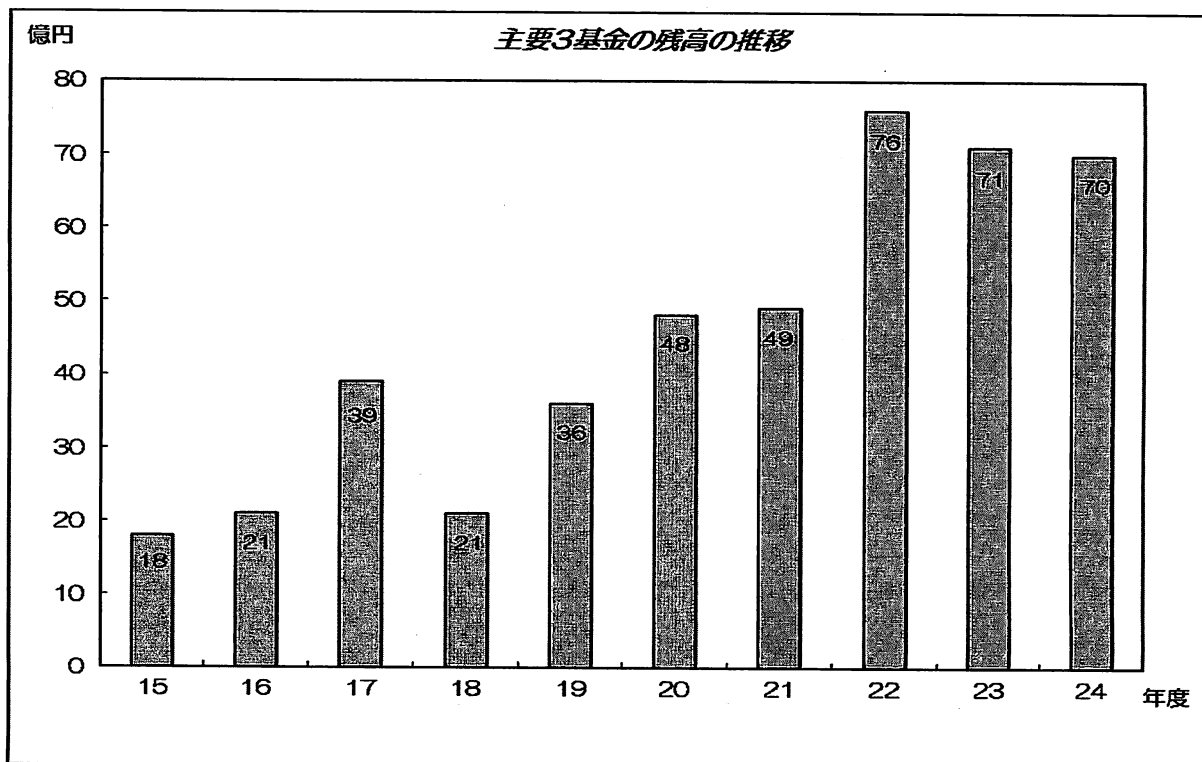
⁵ 扶助費；社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法等各種の法令に基づき実施する給付や地方公共団体独自で行う扶助に要する経費をいいます。

4 市債残高



市債残高は、合併により17年度末には1,414億円になったものの、24年度末には1,297億円まで縮減する見込みですが、前述のとおり義務的経費が依然として高い水準であることから、引き続き縮減に努め、安定的な財政運営を図る必要があります。

5 基金⁶の状況



⁶ 基金；一般世帯の貯金に当たるものであり、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの（特定目的基金）と特定の目的のために定額の資金を運用されるもの（定額運用基金）とがあります。

財源不足の際は、財政調整のための主要な基金（財政調整基金・市債管理基金・公共施設等整備基金）の取崩しにより対応してきましたが、19年度以降は財政調整基金を積立て、24年度末残高は70億円となる見込です。しかし、予期しない収入減少や災害等による不時の支出増加へ対応するために、計画的に管理していく必要があります。

6 財政指標等の東北県庁所在都市との比較

(23年度決算)

| | 盛岡市 | 青森市 | 秋田市 | 仙台市 | 山形市 | 福島市 |
|-----------------------------|------------|-------------|-------------|----------------|------------|-------------|
| 経常収支比率 ⁷ (%) | 94.3 | 89.3 | 90.4 | 101.5 | 87.2 | 83.7 |
| 公債費負担比率 ⁸ (%) | 19.6 | 20.2 | 17.7 | 18.1 | 17.6 | 12.9 |
| 実質公債費比率 ⁹ (%) | 13.6 | 13.5 | 12.8 | 11.6 | 10.1 | 5.3 |
| 歳出総額に対する 義務的経費の割合 (%) | 51.4 | 56.5 | 52.1 | 37.2 | 46.2 | 45.7 |
| 地方債現在高 (億円) | 1,307 | 1,748 | 1,431 | 7,354 | 990 | 894 |
| 積立金残高 (うち財政調整基金) (億円) | 84 (66) | 172 (58) | 285 (61) | 1,552 (254) | 48 (21) | 174 (52) |

経常収支比率は扶助費の増加により上昇し、東北県庁所在都市のなかで仙台市について2番目に高い（悪い）比率となっていますが、公債費負担比率は16年度の22.5%をピークに減少し、地方債現在高は3番目に低い額です。

積立金残高のうち財政調整基金は、18年度の17億円から66億円に増加しています。これにより、災害などの緊急時等に対応していきます。

財政状況については年々改善しておりますが、依然として予断を許さない状況にあることから、財政規律に基づいた運営に努める必要があります。

⁷ 経常収支比率；市税のうち普通税、地方交付税のうち普通交付税など、毎年度経常的に収入される用途の制限のない財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充てられたものが占める割合をいいます。この比率が高いほど新規の事業などを行う余裕が失われ、財政構造が弾力性を失うこととなります。

⁸ 公債費負担比率；公債費に充てられた一般財源（※）の額が一般財源総額に占める割合をいいます。この比率が高くなることは、一般財源の伸びを上回って公債費が増加していることを示します。

※一般財源；市税や地方交付税など、その用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源をいいます。これに対し、国庫支出金（国が地方に対し特定の事務事業の実施を奨励する場合など財政的な支援として交付する資金）や地方債などは、その用途が特定されており、特定財源とよばれています。

⁹ 実質公債費比率；地方債協議制移行に伴い取り入れられた、財政規模に占める地方債の元利償還金などの割合をいいます。ここでいう元利償還金などには、下水道などの公営企業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、PFIや一部事務組合等の公債費類似経費も含まれます。この比率が18%を超えると地方債許可団体へ移行するとされています。

2 今後の財政計画

(単位：百万円)

| | H24 (決算見込) | H25 (予算) | H26 | H27 |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 歳入 A | (75,467) 110,438 | (70,347) 103,433 | (69,883) 104,460 | (70,062) 104,295 |
| 市税 | (39,548) 39,548 | (40,070) 40,070 | (39,748) 39,748 | (38,644) 38,644 |
| 地方交付税 | (18,982) 18,982 | (18,375) 18,375 | (18,982) 18,982 | (19,082) 19,082 |
| 国・県支出金 | (2,068) 24,906 | (14) 23,029 | (14) 23,815 | (14) 24,657 |
| 市債 | (5,318) 12,699 | (5,829) 11,361 | (5,118) 11,630 | (6,084) 11,415 |
| その他 | (9,551) 14,303 | (6,059) 10,598 | (6,021) 10,285 | (6,238) 10,497 |
| 歳出 B | (75,467) 110,438 | (70,347) 103,433 | (69,883) 104,460 | (70,062) 104,295 |
| 義務的経費 | (38,874) 57,834 | (37,870) 56,463 | (37,425) 56,397 | (37,989) 57,299 |
| 人件費 | (15,505) 16,773 | (14,589) 15,774 | (14,725) 15,919 | (15,149) 16,378 |
| 扶助費 | (8,879) 26,254 | (9,164) 26,263 | (9,290) 26,803 | (9,608) 27,424 |
| 公債費 | (14,490) 14,807 | (14,117) 14,426 | (13,410) 13,675 | (13,232) 13,497 |
| 投資的経費 | (5,071) 15,275 | (2,572) 12,815 | (2,808) 13,955 | (2,601) 13,035 |
| その他 | (31,522) 37,329 | (29,905) 34,155 | (29,650) 34,108 | (29,472) 33,961 |
| 差引 (A-B) | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 |
| 基金取崩額 | 2,170 | 839 | 450 | 576 |
| 基金積立額 | 1,929 | 240 | 535 | 250 |
| 主要3基金残高 | 6,961 | 6,315 | 6,155 | 5,583 |
| 市債残高 | 129,717 | 128,669 | 128,668 | 128,668 |

() は一般財源

今後3年間の財政計画

歳入については、長引く景気低迷等の影響により、市税は漸減する見込みですが、それに伴い地方交付税が増加することなどによりほぼ横ばいで推移する見込みです。扶助費等の財源として国庫支出金は増えるものの、その他の歳入については、大きな増加は見込まれません。

歳出については、投資的経費は新市建設計画や総合計画事業を勘案し、平成26年度以降の事業費を見込みます。また、少子高齢の進行や景気低迷等に伴う扶助費や介護保険費特別会計への繰出し等に要する経費の増加が見込まれます。

このような財政状況が見込まれるなか、財政収支の黒字化を図り、持続可能なまちづくりを進めるため、収納率の向上や未利用財産の有効活用等による安定した自主財源の確保に努めるとともに、市債の発行額を、臨時財政対策債を除いて予算総額の8%以内、かつ元金償還以内とし、将来負担の軽減を図ります。

3 民間委託可能業務の今後の工程

| 業務名 | 取組工程表 | | | |
|--|---|-------------|--|----------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 家庭系可燃ごみ収集業務 | 22年度:方針決定 23年度~:方針に沿って措置(段階的な民間委託) | 段階的な民間委託を継続 | | |
| 盛岡市クリーンセンターごみ焼却運転管理業務 | 22年度~:当直班の一部を委託で編成(委託1班,直営4班) | | 委託の拡大(5つの班のうち,委託班を1つから2つへ拡大) | |
| 後期高齢者医療保険料催告業務 | 検討・準備 | 方針決定 | 方針に沿って措置 | |
| 米内浄水場運転管理業務 | 24年9月方針決定 委託業務拡大検討(夜間+土日休日昼間+一部保全管理業務)に拡大) | | 方針に沿って措置 | |
| 中屋敷浄水場運転管理業務 | 24年9月方針決定 業務の一部委託の検討(夜間運転) | | 方針に沿って措置 | |
| 雨水高速処理施設,汚水中継ポンプ場,雨水ポンプ場,マンホールポンプ場,流域接続点流量計等の遠隔監視・遠隔操作業務 | 委託諸準備 | 委託開始 | | |
| 雨水高速処理施設の運転・維持管理業務 | 委託諸準備 | 委託開始 | | |
| ポンプ場維持管理業務 | 検討・準備 | | 方針決定 | 方針に沿って措置 |
| 下水管渠施設維持管理業務 | 検討・準備 | | 方針決定 | 方針に沿って措置 |
| 学校給食調理業務 | 方針決定 | 方針に基づく計画の作成 | 現時点における基本方針(案)では,単独調理場は共同調理場化等の施設の集約化を図ることとしており,それまでの期間は直営 | |

4 公の施設の管理運営の今後の工程

| 施設名 | 取組 工程 表 | | | |
|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 湯沢地域交流活性化センター | 管理運営体制の検討 → 方針決定 | 方針に沿って措置 | 供用開始 | |
| (仮称)仁王地区活動センター | | 管理運営体制の検討 → 方針決定 | 方針に沿って措置 | 供用開始 |
| 好摩体育館 | 管理運営体制の検討 → 方針決定 | 方針に沿って措置 | | |
| (仮称)つなぎ地区多目的運動場 | | 管理運営体制の検討 → 方針決定 → 方針に沿って措置 | 供用開始 | |
| (仮称)つなぎ地区合宿所(ひまわり荘) | | 管理運営体制の検討 → 方針決定 → 方針に沿って措置 | 供用開始 | |
| 通年型スケートリンク | | | 管理運営体制の検討 → 方針決定 → 方針に沿って措置 | 供用開始 |
| (仮称)旧盛岡競馬場跡地「環境ゾーン」 | 管理運営体制の検討 → 方針決定 | 方針に沿って措置 | 供用開始 | |
| 上飯岡児童センター飯岡分室 | 管理運営体制の検討 → 方針決定 → 方針に沿って措置 | 供用開始 | | |
| 土淵児童センター | 管理運営体制の検討 → 方針決定 | 方針に沿って措置 | 供用開始 | |

| 施設名 | 取組工程表 | | | |
|---------------------|-------------------------------------|------------------|----------|----------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 保育所 | 【共通】 関係機関調整 | | | |
| | 【第2次民営化実施計画関係】 21年度:第二次民営化実施計画策定 | | 検証 | 検証 |
| | 【飯岡保育園】 引継ぎ保育 | 移管 | | |
| | 【くろいしの保育園】 移管法人の決定 | 引継ぎ保育 | 移管 | |
| | 【第3次民営化実施計画関係】 26年度:第三次民営化実施計画策定 | | | 計画に沿って措置 |
| (仮称) 鉈屋町歴史的建造物等活用施設 | 管理運営体制の検討 | 方針決定 | 方針に沿って措置 | 供用開始 |
| (仮称) 前田地区コミュニティセンター | 管理運営体制の検討 | 方針決定 | 方針に沿って措置 | 供用開始 |
| 上田公民館, 西部公民館 | 先行事例の検証等 | 管理運営のあり方について方針決定 | 方針に沿って措置 | |
| 渋民公民館, 渋民図書館 | 先行事例の検証等 | 管理運営のあり方について方針決定 | 方針に沿って措置 | |
| 石川啄木記念館 | 管理運営体制の検討 | 方針決定 | 方針に沿って措置 | 供用開始 |

「第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」(案)
に係るパブリック・コメント実施結果

■ 実施期間

平成25年2月18日(月曜日)～平成25年3月11日(月曜日)

■ 総意見等 18 件

■ 意見等の内容と市の考え方

| No | 意見等 | 市の考え方 | 反映区分 |
|----|--|---|-----------------|
| 1 | 第1から第3までは現状や取り巻く環境を記載しておりますが、これらに対しての盛岡市としての具体的に何が問題で、その要因は何かなのかが十分に明確にされていないように思われるので、明確にすべきと判断される。従って総合計画については一般論として当然のことであり、何をもちと、充実・強化し、また新たに何を導入していきたいか等にテーマを深掘りした中で、詳細の個別案件へと進める計画に配慮が不足しており、もう一步検討が必要と思われる。 | 【行政経営課】 これまで、自治体経営の取組により、多様な主体が参画するまちづくりの推進や、アセットマネジメント手法の導入など、成果をあげてきておりますが、少子高齢、人口減少の進行や都市間競争の激化など、市を取り巻く経営環境は依然として厳しく、これらに適切に対応できない場合は、経営基盤が弱まり、都市の衰退をもたらすことも懸念されます。 本指針及び実施計画は、これらの課題に対応するため、総合計画の各施策を効果的、効率的に進めていくにあたり、施策横断的な行政経営の基本的な方針や必要な取組を示すものです。 | D：その他、要望・意見・感想等 |
| 2 | 実施計画においては日々環境・市場の変化が激しいことから検討等に時間を多くかけているスケジュールが散見されることから、もっとスピード感をもって前倒しで実施し、遅くとも全てにおいて年度内(25年度)に整理し、年度末には施策実行ベースになるような工程の計画とすべきである。また、変化に対応すべく逐次見直しを行う計画として貰いたい。 | 【行政経営課】 環境の変化に合わせて迅速に対応していかなければならないものと認識しております。取組期間を平成25～27年度の3か年に設定して策定しておりますが、計画実施段階において必要に応じて計画の見直しについても検討するなどの姿勢で取り組んでまいります。 | B：計画等に盛り込み済みのもの |
| 3 | 用語について、“まちづくり”との言葉は新たに作るイメージであり、これまでの盛岡市の良いところは維持継承し、新たな市民サービスの向上や住民環境等の充実・強化・補完等を行っていくことから、“まちづくり”との言葉の使い方ではなく、盛岡市をブラッシュアップし更なる次世代への継承していくようなイメージにすべきと思われる。 | 【行政経営課】 本市においては、総合計画に掲げる「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」の実現を目指して、本市の良いところを継承しながら、まちづくりに取り組んでいこうとしているものです。 | B：計画等に盛り込み済みのもの |
| 4 | モデル地区については、地域により年齢構成や地域状況や環境などからすべてが当てはめること自体にムリもあり、場合によっては主体性を欠くことから、モデルではなく一つの良い取組として紹介してディスカッションの種としていくべき | 【地域協働推進事務局】 地域協働の推進については、平成23年度に実施したモデル地区における試行の取組結果等を踏まえ、地域の実情に合わせながら、実施地区を拡大し、取組を進めております。 | B：計画等に盛り込み済みのもの |

| No | 意見等 | 市の考え方 | 反映区分 |
|----|---|---|-----------------|
| 5 | 高齢者の生きがいの醸成の観点から“健康都市宣言”を行うなどして、高齢者の年齢にかかわらず、余暇を楽しむだけでなく少しでも働く環境づくりを通して健康と心身の維持を図る取組として高齢者の活用を図る。 | 【高齢者支援室・行政経営課】 本指針は、施策横断的な行政経営の基本的な方針及び必要な取組を示すものであり、個別の施策についてはふれておりません。 ご意見のとおり、市では、総合計画の中で、高齢者が積極的に社会に参加・貢献できるよう生きがい活動推進事業と健康づくりのための事業を総合的に推進しております。 | D：その他、要望・意見・感想等 |
| 6 | 都市間の競争は、何を持って競争するのか。まずは、市民が暮らしやすく安定している市であることが大切である。他市のベンチマークは必要であるが、盛岡の良さがありオンリーワンの確認そして維持・発展であるべき。競争は市民の負担率やサービスグレードを比較し改善していくことへ反映していくこととし、他の市と同様なまちづくりであってはならない。首都圏や他県と同じ都市での発展イメージでは意味が無い。 | 【行政経営課】 ご意見のとおり、本市の都市としての魅力や価値を市民とともに見出し、育み、“盛岡らしさ”を都市ブランドとして確立し、“住み続けたい”、“住んでみたい”、“訪ねてみたい”まちづくりを目指してまいります。 | B：計画等に盛り込み済みのもの |
| 7 | 将来にわたる町の再生には世代を超えた意識が大切であり、特に今後の若年層の教育が必要不可欠であり最も大切な取組である。このことから教育を項目のテーマとして取り上げてもらいたい。 | 【教育委員会総務課・行政経営課】 本指針は、施策横断的な行政経営の基本的な方針及び必要な取組を示すものであり、個別の施策についてはふれておりません。 市では、総合計画や教育ビジョンにおいて、“将来を担う次世代の育成”として、継続して学校教育の取組を推進しております。 | D：その他、要望・意見・感想等 |
| 8 | 6ページの総合計画について、項目は各々当然のことであり、定量的な分析による盛岡としての課題が不明なままでの取組的な面があり、現状のそうなった要因を分析し課題を抽出し、それに対してそれぞれに具体的に取組むべきである。このままでは一般的な取組に終わると危惧される。(どの項目に何がどれだけ不足し、その要因はどこにあり、なぜか？を整理し緊急に取り組み、即実行しつつ修正していく。) | 【行政経営課】 図は、総合計画に掲げる8つの施策の柱の推進に当たり、本指針に掲げる4つの経営指針が横断的に関与し、これらを軸に取り組んでいくことを示したものです。 総合計画の各施策については、行政評価を活用し、指標と目標値を設定して取り組んでおり、本指針及び実施計画の進行管理についても、定期的に計画の進捗状況について振り返り確認してまいります。 | D：その他、要望・意見・感想等 |
| 9 | 7ページ“元気なまち”の具体的なイメージの明確化が必要。同様に“活性化”等言葉の市民が共有できる達成イメージの明確化が必要であり、それを可能な限りでの数値化を図る。 | 【行政経営課】 「元気なまち」とは、人々が集まり、多様な分野で活発な交流が展開されて、活力が生み出されるまちをイメージしています。また、活性化の数値化については、様々な側面があり、難しいものと考えておりますが、個別分野においては、成果指標を定め、達成度を把握しております。 | D：その他、要望・意見・感想等 |
| 10 | 経営資源の最適化は、基本的には人間の力の活用であり、市でなければ現行法上で不可以外は全てアウトソーシングをベースとして全て論議整理すべきである。このことが、民力の向上であり活性化となります。従って、別紙にある“民間委託可能業務の今後の工程”では、段階的な移行ではなく明日からでも取り組むべきである。そこで、生み出した人員は、他業務で活用すべきであるし、当該職員もそのために積極的に努力すべきである。 | 【行政経営課】 民間への委託については、市民、町内会・自治会、NPO、企業など多様な主体が相互に連携し、公共サービスをバランスよく提供するという方針の下、推進しております。 今後においても、住民サービスへの影響を精査したうえで、可能な業務から順次民間委託を実施するとともに、適正な人員配置に努めてまいります。 | B：計画等に盛り込み済みのもの |

| No | 意見等 | 市の考え方 | 反映区分 |
|----|---|---|-----------------|
| 11 | 公共施設の管理も地域に居住する知識があり、やる気や良識がある高齢者が多数いることから、希望する者を更に活用する。これにより、地域とのつながりや、施設等の利用率にも繋がることも考えられる。 | 【行政経営課】 指定管理者制度の導入については、地域の拠点施設や専ら地域住民が利用する施設において、地域の人材を積極的に活用した管理運営を行っているところです。 | B：計画等に盛り込み済みのもの |
| 12 | 健全な財政運営と組織マネジメントは、計画した費用（歳出）に対して、いかに節減し浮かせたが見える仕組にし、その浮いた費用を毎月の月次を通して累積し、当該節減財源を当初出来なかった他の施策事項で優先順位が次のものへあてがっていきよう見える仕組に整理し、少ない歳入をより有効に活用するべきである。 | 【財政課】 予算執行にあたっては、最少の経費で最大の効果をあげるべく、効率的に運用し、経費の節減に努めているところです。 また、前年度の決算や事務改善の取組結果を反映するなど、柔軟な予算編成のあり方について、引き続き研究してまいります。 | D：その他、要望・意見・感想等 |
| 13 | 8ページ以降、取組項目が各々細分化されているが、整理上は理解できるが実行上では一体に進めることとし、項目ごとの運営委員会みたいなものを作ることはその運営会間の調整作業が必要となり、スピード感が遅くなるとともに、運営会相互の関わり合いの意識のズレが危惧されるので、一体で実施させる。 | 【行政経営課】 個別の取組項目については、各所管課において進めていくこととなりますが、市長を本部長とする庁内組織である「自治体経営推進本部」が定期的に進行管理することにより、スピード感をもって取り組んでまいります。 | B：計画等に盛り込み済みのもの |
| 14 | 各項目に目的と手段が同列に表記されるなど、私考える人、貴方実施する人とならないような運営にした方がよい。 | 【行政経営課】 個別の取組項目については、各所管課において、計画策定とともに、工程表に基づき進行管理しながら取り組んでいくものです。 | D：その他、要望・意見・感想等 |
| 15 | 各工程表は、1年間の検討を行い、その後計画立案、そして実行と3年後の実行とする等の項目が沢山あり、このようなスケジュールではその間に、さらなる環境や市場の変化などで実態が乖離が出るものをあり、実行の見直しが必要になることも想定されるので、25年度内に遅くとも具体的な取組を策定し、26年度には全て完全にスタートすべき。 | 【行政経営課】 取組に当たっては、環境の変化に合わせて迅速に対応していかなければならないものと認識しております。取組期間を平成25～27年度の3か年に設定して策定しておりますが、計画実施段階において必要に応じて計画の見直しについても検討してまいります。 | B：計画等に盛り込み済みのもの |
| 16 | 特に下水道、橋梁などのインフラは、現段階で把握している資料で緊急に必要なものから実行し、逐次進めるべき。これから調査する箇所は調査完了都度判断していくこととし、全ての調査を待っては後手にまわる。 | 【上下水道局経営企画課】 下水道施設の維持管理については、老朽化による道路陥没等の事故が想定され、市民生活に重大な影響を及ぼすことから、随時現況調査を行い、危険な箇所から修繕等を行うこととしております。 また、並行して下水道施設の長寿命化対策を進めることとしており、優先度の高い施設から順次調査を進め、長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化対策を実施することとしております。 【道路管理課】 橋梁については、策定済みである長寿命化修繕計画において、市が管理する全橋梁を対象とした点検結果に基づき、緊急に対策が必要である40橋を最優先に修繕を行うこととしております。 | B：計画等に盛り込み済みのもの |

| No | 意見等 | 市の考え方 | 反映区分 |
|----|---|---|-----------------|
| 17 | <p>市の行政のなかに、地域エリアマネージャー（担当者）を選出任命し、定期的に当該エリアを訪問、対話するなどして状況実態を逐次把握し行政に反映してはいかがか？また、当該担当者は、3年程度で変えるなどして職員の育成も兼ねて地域とのつながりと行政への反映を図ることも考慮してはいかがでしょうか。</p> | <p>【地域協働推進事務局, 市民活動推進課】 現在、地域の多様な主体が参加したまちづくりを進める「地域協働」の取組において、地域と市を結ぶパイプ役として、地域協働の実施地区1地区あたり2人の地域担当職員を数年程度のローテーションで配置し、地域課題の把握や、地域活動等に関する情報提供、助言を行っております。 こうした取組は、市民の声を直接聞くことができ、市として地域の状況を把握し、施策に反映することが可能となるとともに、職員の育成にもつながっているものと存じております。</p> | B：計画等に盛り込み済みのもの |
| 18 | <p>各取組は、月次でPDCAを廻していくことを提案する。</p> | <p>【行政経営課】 自治体経営推進本部において、半年ごとに本指針及び実施計画の進捗状況管理をしております。 個別の取組項目については、各所管課においてそれぞれ月次を含め定期的にマネジメントしているところです。</p> | B：計画等に盛り込み済みのもの |

※反映区分

- A：計画等に盛り込むもの
- B：計画等に盛り込み済みのもの
- C：計画等に盛り込まないもの
- D：その他、要望・意見・感想等